

令和4年度第2回障がい小委員会 アジェンダ

◇開催日時・場所

令和4年8月23日（火）18:00 から
特別会議室①②

◇参加者

委員：眞保委員長、阿部委員、橋爪委員、中原委員、東委員、竹中委員、梶川委員
事務局：高齢障がい課 障がい者支援係
福祉政策課 福祉政策係

◇目的

- ・狛江市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の改定の方向性を確認する。
- ・令和3年度障がい者計画進捗管理報告書を確定する。
- ・障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る施策・事業の実施状況を確認する。

◇議題内容・進行予定

議題	項目	手法・資料	割当時間
1	審議 狛江市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要について	資料1-1 資料1-2 資料1-3 資料1-4	15分
2	審議 障がい者計画令和3年度進捗管理報告書(案)について	資料2-1 資料2-2	35分
3	報告 障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る施策・事業の実施状況について	資料3-1 資料3-2 資料3-3	15分
4	その他	資料4 資料5 資料6	5分

○狛江市福祉基本条例（抄）

令和 2 年 3 月 31 日 条例 第 8 号

（計画の策定）

第 5 条 市は、第 3 条に規定する基本理念を実現するため、市民の生活の視点から市民福祉に関する基本的かつ総合的な福祉計画（以下「福祉総合計画」という。）を策定するものとする。

2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進に関する事項
- （2） 高齢者福祉の推進に関する事項
- （3） 障がい者福祉の推進に関する事項
- （4） 児童福祉の推進に関する事項
- （5） 健康の増進の推進に関する事項

3 市は、前項第 1 号に規定する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき規則で定める事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する規則で定める事項
- （3） 地域福祉を目的とする事業の健全な発達に関する規則で定める事項
- （4） 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する規則で定める事項
- （5） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

4 市は、福祉総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するものとする。

5 市は、定期的に、その策定した福祉総合計画について、調査、分析及び評価を行うとともに、必要があると認めるときは、当該福祉総合計画を変更するものとする。

6 前項に規定する調査、分析及び評価は、第 32 条に規定する市民福祉推進委員会において行うものとする。

第7章 推進体制

(市民福祉推進委員会)

第32条 市長の附属機関として、市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要な意見を具申する。

(1) 地域共生社会の実現の推進に関わる基本的な事項に関すること。

(2) 第5条に規定する福祉総合計画の策定及び改定に関すること（同条第2項第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）。

(3) 市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関すること。

(4) 第5条第6項に規定する調査、分析及び評価に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 委員会は、規則で定めるところにより、小委員会を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委員会の構成）

第21条 条例第32条に規定する市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる委員19人以内をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- | | |
|----------------------------------|------|
| （1） 公募による市民 | 5人以内 |
| （2） 高齢者，障がい者，児童，社会福祉等の施設，団体等の関係者 | 4人以内 |
| （3） 保健・医療関係者 | 3人以内 |
| （4） 学識経験者 | 4人以内 |
| （5） 教育長又は教育長を代理する者 | 1人 |
| （6） 市職員 | 2人 |

2 委員会には、前項の委員のほか、必要に応じて2人以内の特別委員を置くことができる。

（委員の任期）

第22条 委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

2 特別委員の任期は、3年以内とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、補欠の委員と合わせて補充の委員を委嘱又は任命する場合は、当該補欠の委員の任期と合わせるものとする。

4 前条第1項各号の規定に基づき委嘱又は任命された委員は、それぞれ当該各号の規定に該当しなくなった場合、委員の資格を失うものとする。ただし、新たな委員が選出されるまでの間は委員として在任できるものとする。

（委員長及び副委員長）

第23条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（委員会の招集）

第24条 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の会議)

第25条 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会は、個人情報等を保護する等のため、必要があると認めるときは、その議事を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第26条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(小委員会)

第27条 委員会は、条例第32条第3項の規定による小委員会を置き、次条により付議された事項を調査審議する。

2 小委員会は、委員をもって構成する。

3 前項に規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、福祉サービスを利用する当事者、第30条に規定する部会員、付議事項に関する関係者等及び学識経験者等の有識者を小委員会委員に加えることができる。

4 前項に規定する小委員会の委員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

(小委員会への付議)

第28条 委員長は、その内容に応じ条例第32条第2項各号に掲げる事項についての調査審議を前条第1項に規定する小委員会に付議することができる。

2 前項の規定により付議を受けた小委員会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を委員会に報告するものとする。

(準用)

第29条 前2条に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、第22条から第26条までの規定を準用する。

(部会)

第30条 小委員会は、事務を効率的に進めるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、小委員会委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、小委員会の事務に関する関係者等を部会員として加えることができる。

4 部会には、学識経験者等の有識者を特別部会員として置くことができる。

5 第3項に規定する部会員及び前項に規定する特別部会員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

6 部会員の任期は、小委員会から指示された検討事項について小委員会に報告し、了承を得るまでとする。

7 市長は、部会員のうち、第4項の規定に基づく特別部会員に対しては予算の範囲内で報償を支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、第25条及び第26条の規定を準用する。

(委員会の庶務)

第31条 委員会、小委員会及び部会の庶務は、福祉保健部福祉政策課において処理する。

第6章 介護保険推進市民協議会

（設置）

第20条 介護に関する施策の企画立案及びその実施に当たり，利用者等の意見が十分に反映され，市の介護保険制度の円滑，かつ，適切な運営を図るため，狛江市介護保険推進市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第21条 協議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項について調査し，審議し，及び答申する。

- （1） 介護保険制度の運営の円滑化又は変更に関すること。
- （2） 介護サービスの提供，確保，サービス水準の向上に関すること。
- （3） 介護サービスの基盤整備に関すること。
- （4） 第1号被保険者の保険料の減免及び利用料の軽減に関すること。
- （5） 介護認定に関すること。
- （6） 介護サービスに関する相談及び苦情の解決に関すること。
- （7） 地域密着型サービスに関すること。
- （8） 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- （9） その他介護保険制度に関して必要と認める事項

2 協議会は，前項に規定する所掌事務を処理するほか，介護保険制度に係る重要事項について市長に建議することができる。

（組織）

第22条 協議会は，次に掲げる委員15人以内をもって組織し，市長が委嘱又は任命する。

- | | |
|----------------------------------|------|
| （1） 公募により選出された65歳以上の市民 | 2人 |
| （2） 公募により選出された40歳以上65歳未満の市民 | 2人 |
| （3） 公募により選出された居宅サービス又は施設サービスの従事者 | 2人以内 |
| （4） 狛江市介護認定審査会の代表 | 1人 |
| （5） 居宅サービス事業者の代表 | 2人以内 |

- | | |
|------------------|------|
| (6) 施設サービス事業者の代表 | 2人以内 |
| (7) 学識経験のある者 | 2人 |
| (8) 市職員 | 2人 |
| (委員の任期) | |

第23条 委員の任期は3年とし、再選を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

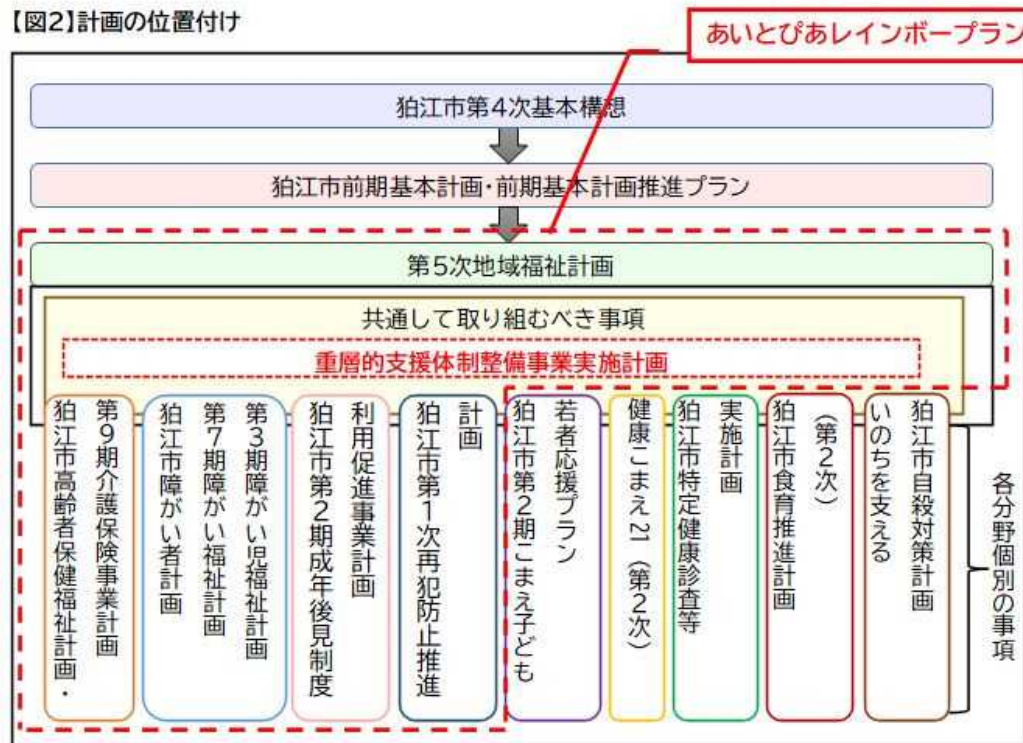
第26条 協議会の会議は、公開する。ただし、第6条に該当する場合は、全部又は一部を公開しないことができる。

1. あいとぴあレインボープランの構成について

計画名	計画期間
狛江市第5次地域福祉計画	令和6年度～11年度
狛江市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画	令和6年度～8年度
狛江市障がい者計画・第7障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	令和6年度～8年度
狛江市第2期成年後見制度利用促進事業計画	令和6年度～8年度
狛江市第1期再犯防止推進計画	令和6年度～8年度
第2次重層的支援整備事業実施計画	令和6年度～8年度

2. あいとぴあレインボープランの位置付けについて

【図2】計画の位置付け



- ❑ 狛江市第4次基本構想、狛江市前期基本計画の下位計画
- ❑ 福祉基本条例で定める「福祉総合計画」の一部（「狛江市第2期こまえ子ども若者応援プラン」、「健康こまえ21（第2次）」も福祉総合計画の個別計画として位置付けられる。相互に連携を図る。）
- ❑ 地域福祉計画は地域福祉に関する施策・事業を定める計画であると同時に、分野別の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画
- ❑ 重層的支援体制整備事業は地域福祉計画の一事業だが、重層的支援体制整備事業実施計画は、地域福祉計画の単なる事業計画にとどまらず、狛江市第5次地域福祉計画等及び福祉総合計画の関連計画に横串を指すような計画として位置付ける。

第5次地域福祉計画等（あいとぴあレインボープラン）策定の概要について

3. あいとぴあレインボープラン改定のコンセプトについて

次の3つを改定に当たってのコンセプトと致します。

- ①重層的支援体制整備事業が円滑に実施できるよう、重層的支援体制整備事業実施計画を中心に、地域福祉計画等を一体的に策定すること。
- ②新型コロナウイルス感染症、SDGs、Society5.0、DX 推進等の新たな政治的、社会的、科学的動向を踏まえた新たな指標を提示し、当該指標を軸に地域共生社会の実現に向けて施策・事業を展開できるよう計画を策定すること。
- ③狛江市職員の働き方改革推進プランを踏まえ、計画の内容の簡素化を図ること。

4. 市民意識調査の概要について

調査項目	調査対象者	調査内容	調査方法	標本数
市民一般調査	18歳以上65歳未満の全市民	①地域福祉に関すること。 ②権利擁護支援・成年後見制度利用促進に関すること。 ③ひきこもり状態にある方へのニーズに関すること。 ④再犯防止に関すること。	LoGoフォームによるオンラインアンケート調査 ※調査内容③④についてはアンケート調査後のヒアリング調査等も検討中 ※外国人の方向けのやさしい日本語版も作成予定	51,314人 (令和4年5月末時点)
子ども市民調査	小学校4年生以上中学校3年生以下の児童生徒	①地域福祉に関すること。 ②権利擁護支援・成年後見制度利用促進に関すること。 ③ひきこもり状態にある方へのニーズに関すること。 ④ヤングケアラーに関すること。	LoGoフォームによるオンラインアンケート調査 ※調査内容③④についてはアンケート調査後のヒアリング調査等も検討中	3,202人 (令和4年5月1日時点)

第5次地域福祉計画等（あいとぴあレインボープラン）策定の概要について

4. 市民意識調査の概要について（続き）

調査項目	調査対象者	調査内容	調査方法	標本数
高齢者調査	65歳以上の無作為で抽出した市民	①日常生活圏域ニーズ調査 ②在宅介護実態調査 ③権利擁護支援・成年後見制度利用促進に関すること。 ④再犯防止に関すること。	郵送によるアンケート調査	①、②各750人程度
障がい者等調査	障がい福祉サービス利用者（全数） 難病患者（無作為抽出） 自立支援医療受給者（無作為抽出） 医療的ケア児（全数） 障がい者支援団体（市にて抽出）	①障がい福祉サービスに関すること。 ②難病に関すること。 ③医療的ケアに関すること。 ④権利擁護支援・成年後見制度利用促進に関すること。 ⑤ひきこもり状態にある方へのニーズに関すること。 ⑥再犯防止に関すること。	郵送によるアンケート調査 ※医療的ケア児及び障がい者支援団体については、ヒアリング調査、グループインタビュー調査等も検討中	障がい福祉サービス利用者約700人 難病患者約200人 自立支援医療受給者約100人 医療的ケア児約15人 障がい者支援団体約20団体

※調査の分析に当たっては、テキストマイニング等A I 技術を活用した新たな効果的な分析手法についても検討中

第5次地域福祉計画等（あいとぴあレインボープラン）策定の概要について

5. あいとぴあレインボープラン案の策定のフロー

調査・分析

- ・ 市民意識調査・分析
- ・ 統計等資料調査・分析

現状・課題

- ・ 現状の整理、課題の抽出
- ・ 地域共生社会の実現に向けた指標の検討
- ・ 指標を実現するための取組の方向性の検討

基本理念・目標

- ・ 基本理念の検討
- ・ 基本目標の検討

施策・事業

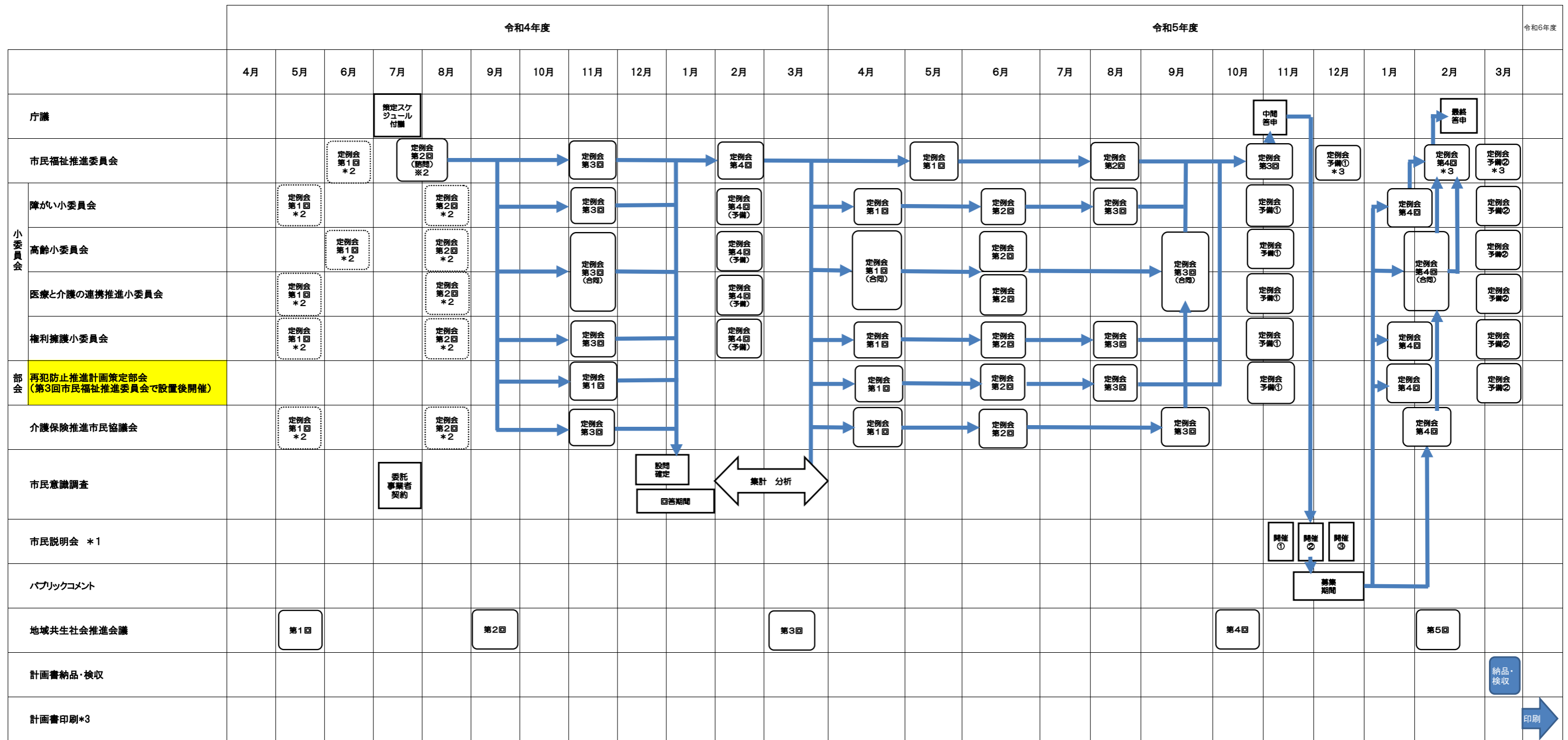
- ・ 施策（重点施策）の検討
- ・ 重点施策の指標の検討
- ・ 事業の検討

第5次地域福祉計画等（あいとぴあレインボープラン）策定の概要について

6. 計画書の構成案

編番号	分野	構成案
第1編	はじめに	第1章 計画の概要 第2章 計画改定の考え方
第2編	第5次地域福祉計画	第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 計画の推進に向けて
第3編	第2次重層的支援整備事業実施計画	第1章 重層的支援整備事業を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 計画の推進に向けて
第4編	第2期成年後見制度利用促進事業計画	第1章 権利擁護を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 計画の推進に向けて
第5編	第1期再犯防止推進計画	第1章 犯罪や再犯防止を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 計画の推進に向けて
第6編	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画	第1章 高齢者福祉を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 計画の推進に向けて
第7編	障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児計画	第1章 障がい者（児）福祉を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 障がい福祉・障がい児福祉サービス等の見込み 第5章 計画の推進に向けて
第8編	資料編	

7. あいとぴあレインボープラン策定のスケジュール（資料1-3のとおり）



*1: 市民説明会は3回実施し、うち市民フォーラム実施回のみ参加する。
 *2: 各委員会の第1回・第2回小委員会では現行計画の進捗管理を行う(計画改定委託事業者は参加しない)。
 *3: 計画書印刷は庁内印刷で令和6年度に実施する。

第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画 の計画期間等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

【御議論いただきたい論点】

- ① 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間について
※「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)を受けた対応

- ② 市町村が作成する障害(児)福祉計画の共同策定について
※「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)を受けた対応

- ③ 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画作成のための基本指針作成のスケジュール案について
※令和3年地方分権改革提案を受けた対応

障害福祉計画及び障害児福祉計画について

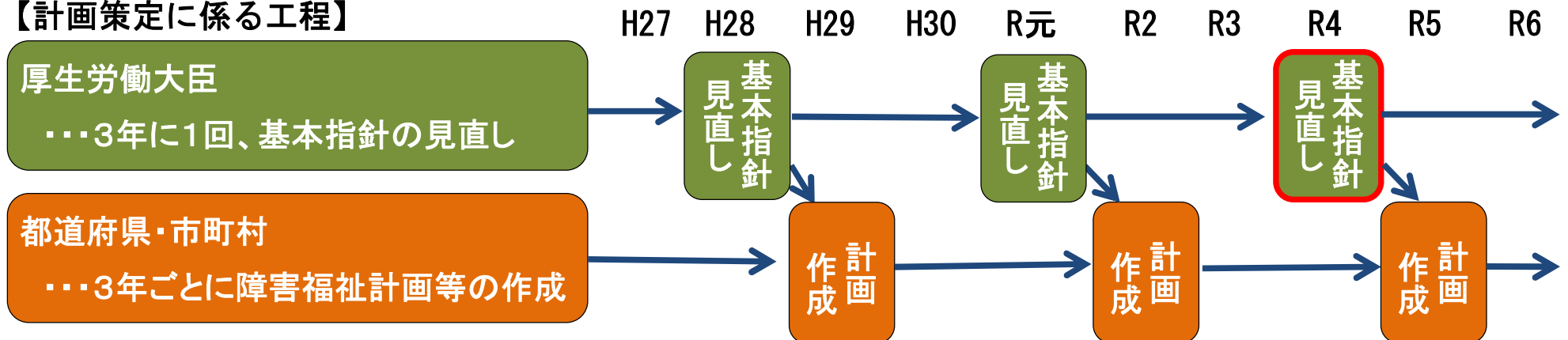
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3～5年度)を作成するための基本指針は令和2年5月19日に告示

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 3年度～5年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



①第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間について

経緯

- 都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下、「障害(児)福祉計画」という。)は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年厚生労働省告示第116号。以下、「基本指針」という。)において、3年を一期として定められているところ、内閣府地方分権改革推進室の実施した「令和3年地方分権改革に関する提案募集」において、複数の自治体より、計画期間の延長について提案があった。
- 具体的には、「地方公共団体は、国の基本指針に即して障害(児)福祉計画の策定を行うこととされているが、国の基本指針で定められた計画期間が3年間と短いため、現行の計画の検証が不十分なまま次期計画の策定に着手している実態がある。このため、障害者及び障害児関係の計画について、計画期間を延長し、PDCAサイクルをまわすために十分な時間を確保する」よう提案があった(年数としては、5年もしくは6年を希望)。



令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋)

- 計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

自治体アンケートの実施

○ 閣議決定を踏まえ、障害(児)福祉計画の計画期間を検討するに当たり、各自治体の実態、意向、懸念を把握する必要があると判断し、内閣府地方分権改革推進室と連名でアンケートを実施。結果は以下のとおり。

アンケート結果

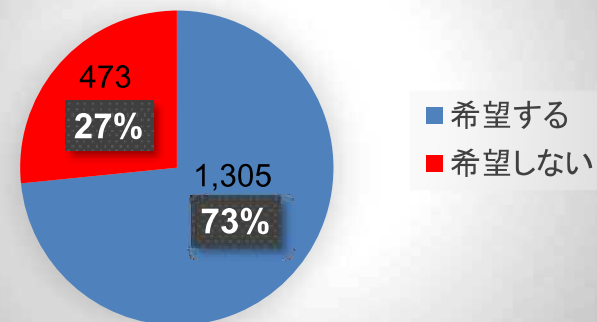
※令和4年3月29日時点の集計結果。

	3年	5年	6年	その他
①障害(児)福祉計画の現行の期間	1,767	6	9	3

	有	無
②障害者計画との一体的な作成状況	1,271	513

	5年	6年	その他
③障害者計画の現行の期間	243	899	629

④障害(児)福祉計画の期間の延長の希望の有無



○ アンケート結果を踏まえると、計画期間の延長を求める声が自治体数の約3/4と多い状況。他方で「希望しない」とする回答も少なくなかった。

(延長を希望する主な理由)

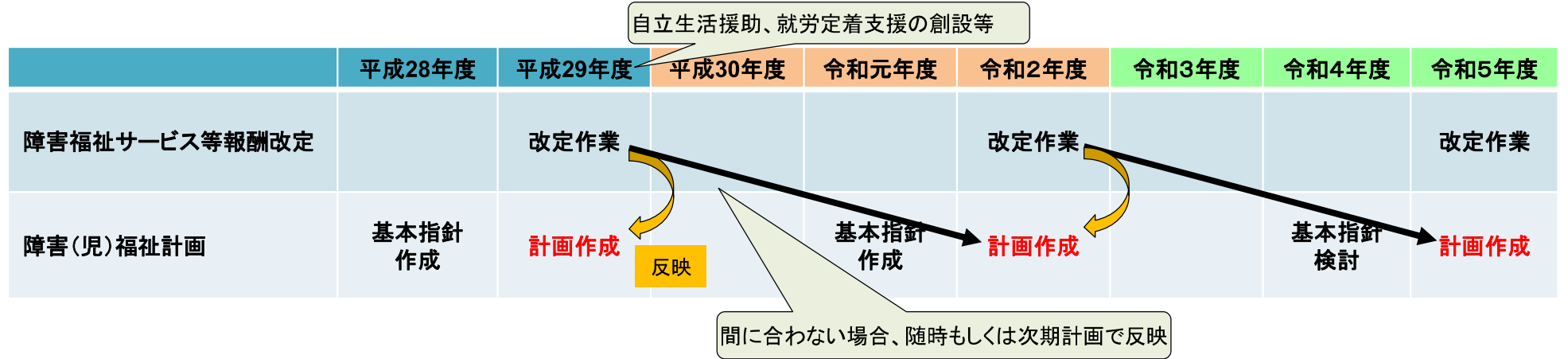
- ・ 見直しサイクルが非常に短く、計画の策定に係る負担が大きい。また、検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われている。
- ・ 必要な社会資源の確保等、地域での課題が多く、圏域単位で連携及び調整を図る必要がある、実態として期間が短い。
- ・ 効果の検証に必要な期間を確保したいため。但し、報酬改定にかかる部分は3年毎に反映するしくみが必要と考える。
- ・ 報酬改定により新サービスが創設された場合は中間見直しで十分に対応できる。
- ・ 報酬改定の影響を受けない項目(成果目標等)については現状より長い期間で検証できるようにする等、項目毎に期間を分けてもいい

(延長を希望しない主な理由)

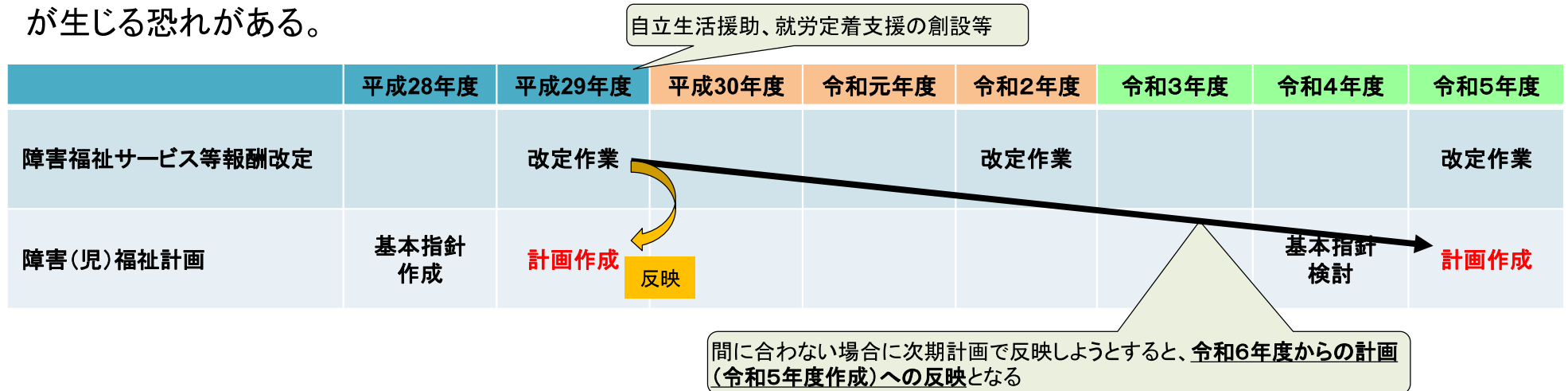
- ・ 期間を延長すると見込量と実際に必要とする量の誤差が大きくなる。
- ・ 総量規制のあるサービスにおいては6年間とすることは適当ではない。
- ・ 障害福祉サービス等報酬改定の内容を踏まえた計画策定を行うため。
- ・ 5か年か6か年計画になった場合に、3年ごとの報酬改定でサービスの追加等の大幅な変更があった際に対応ができない。
- ・ 介護保険事業計画等との連携や社会環境の変化への対応を勘案すると現行の期間でよい。

障害(児)福祉計画作成と障害福祉サービス等報酬改定の関係性について

- 今回の令和3年地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定では「障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ」とされたところ、障害(児)福祉計画作成及び障害福祉サービス等報酬改定の時期は現時点では下記のとおりとなり、一定の連動性を持っている。



- 計画期間を延長する場合、例えば上記の図をもとに考えるとこれらの時期は下記のとおりとなり、自治体からの意見にもあるとおり、法改正に伴う報酬改定によるサービスの追加等の大幅な変更があった際の対応に支障が生じる恐れがある。



以上を踏まえた論点

- 次期障害(児)福祉計画の計画期間について、令和3年地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定では「障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。」とされている。
- 国の基本指針はこれまで通り3年毎に作成(改正)することとし、基本指針を元に作成する障害(児)福祉計画の期間は、アンケート結果も踏まえて3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることとしてはどうか。
- ただし、障害者総合支援法第88条の2(児童福祉法第33条の21)において、「市町村は、定期的に、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害(児)福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。」とされていることを踏まえ、国の指針を改定した時点において、地方自治体が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間途中であっても見直しを行うことを基本指針において明確化することとしてはどうか。
- 特に、障害児福祉計画については、障害児福祉のインクルージョン推進の観点から、子ども・子育て支援事業計画との連動性も重要であり、こども家庭庁の創設の動向も踏まえ、両者の連動性の方策を検討してはどうか。

(参考)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)(抜粋)

(市町村障害福祉計画)

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(参考)児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抜粋)

(市町村障害児福祉計画)

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

②市町村が作成する障害(児)福祉計画の共同策定について

経緯

- 現在、障害(児)福祉計画は自治体毎に作成しているところ、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。」と記載された。
- これを受け、内閣府及び総務省より各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討するよう通知が出され、検討状況等についての調査も行われており、障害(児)福祉計画についても、市町村が策定するものについて、共同策定の可否を検討する必要がある。

対応方針(案)

- 障害(児)福祉計画において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定することとなっているところ、「地域生活支援拠点等の確保」や「児童発達支援センターの設置」等の複数の目標について障害保健福祉圏域での設置を認めていることから、障害保健福祉圏域単位での設置を行っている自治体においては、共同策定に一定のメリットがあるものと推測できる。
- 他方で、各都道府県の作成する障害(児)福祉計画はいわゆる総量規制の根拠となるものであるため、総量規制適用範囲として位置づけられる障害保健福祉圏域に留意する必要がある。
- こうしたことから、各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意することを条件とした上で、市町村が作成する障害(児)福祉計画については、共同策定が可能である旨を明示的に記載することとしてはどうか(令和4年度に改正予定の基本指針に記載予定)。

※ 障害(児)福祉計画は

- ・ 当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成しなければならないこと
 - ・ 当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するよう努めること
- とされており、共同で計画を策定するに当たっては、各市町村が責任を持って、上記2点を留意して取り組む必要がある。

③第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画作成のための 基本指針作成のスケジュール案について

経緯

- 各自治体が障害(児)福祉計画作成に当たって国が定める基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」については、各自治体が計画作成する前年度に社会保障審議会障害者部会での御議論を経て定めているところ、内閣府地方分権改革推進室の実施する「令和3年地方分権改革に関する提案募集」において、基本指針改正の早期化を求められた。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋)

- 基本指針の改正(中略)については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。

閣議決定を踏まえた考え方

- 令和4年度は、令和5年度からの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画(令和5年度～)を作成するための「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正を行う必要がある。
- 上記を踏まえたスケジュール案は以下のとおり。

スケジュール案	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
第6期障害福祉計画等 (前回 令和元年度)	第4期成果目標 の実績報告 (第94回)				御議論① (第95回)	御議論② (第96回)		御議論③ (とりまとめ) (第98回)				基本指針 改正告示
第7期障害福祉計画等 (今回 令和4年度)	次期計画期間の 論点提示			第5期成果目標 実績報告	御議論(2回予定)			御議論 (とりまとめ)		基本指針 改正告示		

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
13	<p>障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者基本法) 【告示改正】 (管理番号：41, 157, 198)</p>	<p>神奈川県／兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県／八王子市 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>地方公共団体は、国の基本指針に即して障害(児)福祉計画の策定を行うこととされているが、国の基本指針で定められた計画期間が3年間と短いため、現行の計画の検証が不十分なまま次期計画の策定に着手している実態がある。</p> <p>また、障害者計画と障害(児)福祉計画について、国の障害者基本計画と国の基本指針によって定められた各計画の記載内容が重複する部分があるなど、策定作業に負担が生じている。</p> <p>このため、障害者及び障害児関係の計画について、以下の措置を講じる。</p> <p>① 計画期間を延長し、PDCAサイクルをまわすために十分な時間を確保する。 ② 障害者計画と障害(児)福祉計画について、記載内容を簡素化する。</p> <p>これらにより、適切な障害福祉サービス提供体制の整備や計画に基づく新たな施策の構築につながるとともに、計画策定に係る地方公共団体の負担の軽減に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
<p>○障害者基本計画 (①及び②について) 計画の策定期間や期間、計画に規定すべき内容については、地方公共団体の実情に応じて決定が可能であり、地方公共団体の判断により、障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することも認められている。</p> <p>○障害(児)福祉計画 (①について) 国において、サービス提供の在り方の見直しを含めた3年毎に障害福祉サービス等報酬改定を行っており、その内容等を踏まえて作成する必要があり、改定の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えるが、影響を受けない項目については、令和4年度に障害者部会で議論を行うこととした。 (②について) 令和2年地方分権改革提案(管理番号210②)により一定の整理を得たものと考えている。</p>	<p>○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。</p> <p>(①について)</p> <p>○ 障害者基本計画について、計画期間を見直すことができない理由がないのであれば、障害者計画と障害(児)福祉計画を一体的に策定している地方公共団体の実態を踏まえ、計画期間の見直しについて前向きに検討いただきたい。</p> <p>○ 障害(児)福祉計画について、計画期間の短さがネックとなり、計画策定の業務負担が増大し、実際の障害福祉サービスの提供に注力する時間が削られるといった問題が生じている。このような実態や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないかと。</p> <p style="border: 1px solid red;">○ 3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないとのことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類し、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間(6年間等)に見直すべきではないかと。</p> <p>○ 報酬改定内容の公表が2月に実施されている中、当該内容を地方公共団体が4月から始まる次期計画に反映させることは、事実上困難な実態があるのではないかと。</p> <p>○ 上記について、地方公共団体が次期計画の策定作業を令和4年度から開始することから、早急に検討を進めていただきたい。</p> <p>(②について)</p> <p style="border: 1px solid red;">○ 計画の記載内容の簡素化や基本指針の策定・Q&Aの周知の早期化を検討いただきたい。</p>

(参考2) 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋)

障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。

- ・ これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ **基本指針の改正**及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、**可能な限り早期に行う。**

(参考3) 経済財政運営と改革の基本方針2021 について(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3. 国と地方の新たな役割分担等

(地方自治体間の補完・連携等)

人口減少が著しい地方部では、行政サービスの確保に向けて、デジタル技術等を活用しながら、市町村間の広域連携や都道府県による小規模市町村の補完等の対応を進める必要がある。このため、厚生労働省は、介護保険事務のうち事業所の指導・監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置をとる。文部科学省は、教育のデジタル環境整備に向け、イニシアティブを取って、教育データ、デジタル教科書、統合型校務支援システム等の標準化・統一化やプラットフォームの提供を進めるなど、都道府県等とも連携し市町村間の格差を防止・解消する取組を強化する。総務省及び各府省庁は、地方自治体が必要とする専門人材の育成や活用・派遣について、広域連携や都道府県による補完を推進する。また、市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。立地適正化・地域公共交通計画について、一体的・広域的策定を推進する。

(参考4) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針について

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H28年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

資料 2 - 1

あいとぴあレインボープラン

粕江市障がい者計画

進捗管理

令和 3 年度報告書（案）

目次

序章	はじめに		
1	進捗管理	4
2	本報告書の構成	4
3	進捗評価の方法	4
4	進捗評価の流れ	7
第1章	進捗管理シート	8
第2章	委員会からの意見シート	18

序章 はじめに

1 進捗管理

市では、令和3年3月にあいとぴあレインボープラン(狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)(以下「本計画」という。)を策定して、「障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念としました。この基本理念を踏まえた4つの施策の体系を設定して、障がい者福祉施策を推進しています。

本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組状況について、狛江市福祉基本条例第26条第1項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会で、本計画の進捗状況の把握や評価を行うこととします。

なお、本計画のうち狛江市障がい者計画の把握や評価については本書で、狛江市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の把握や評価については「狛江市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画サービス見込量進捗状況」シートで行うこととします。

2 本報告書の構成

(1) 進捗管理シート

市職員が計画に位置付けられた施策及び事業を着実に実施するとともに、当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、重点施策に係る事業のうち新規に実施する事業等事業の進捗管理が必要と認められる事

業について、当該年度に実施したことを「Do(実行)」の欄に、当該事業の実施結果を踏まえた重点施策の評価を3(2)で示す基準に従い「Check(評価)」の欄に、(2)で記載した課題を踏まえた当該事業の改善点を「Act(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)」の欄に記載します。

(2) 委員会からの意見シート

(1)の進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会からいただいたご意見を「委員会からの意見」の欄に記載し、次年度の施策の実施に反映させてまいります。

3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組の強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会での議論、検討を行い、下記のとおり評価基準とします。

(1) 評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

(2) 評価基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の0%以上20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例①】施策1に係る4つの事業の令和3(2021)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	-	-
	事業c	未達成	-	-
	事業d	達成	-	-

この場合、事業aについては、令和4(2022)年度まで年次目標までの前倒しで達成していますが、この点は評価に入れません。事業aから事業dまでの令和3(2021)年度の達成率は2/4で50%となりますので、評価はBとなります。

【例②】その後、施策1に係る4つの事業の令和4(2022)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和4年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	達成	-
	事業c	未達成	未達成	-
	事業d	達成	達成	-

この場合、令和4(2022)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及び事業dの年次目標が単年度の年次目標であり、次年度に遡って実施できない年次目標の場合には、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況は評価から外します。

その結果、事業aから事業dまでの令和4(2022)年度までの達成率は4/6で66.6%となりますので、評価はBとなります。

【例③】その後、施策1に係る4つの事業の令和5(2023)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和5年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	達成
	事業b	未達成	達成	達成
	事業c	達成	達成	達成
	事業d	達成	達成	未達成

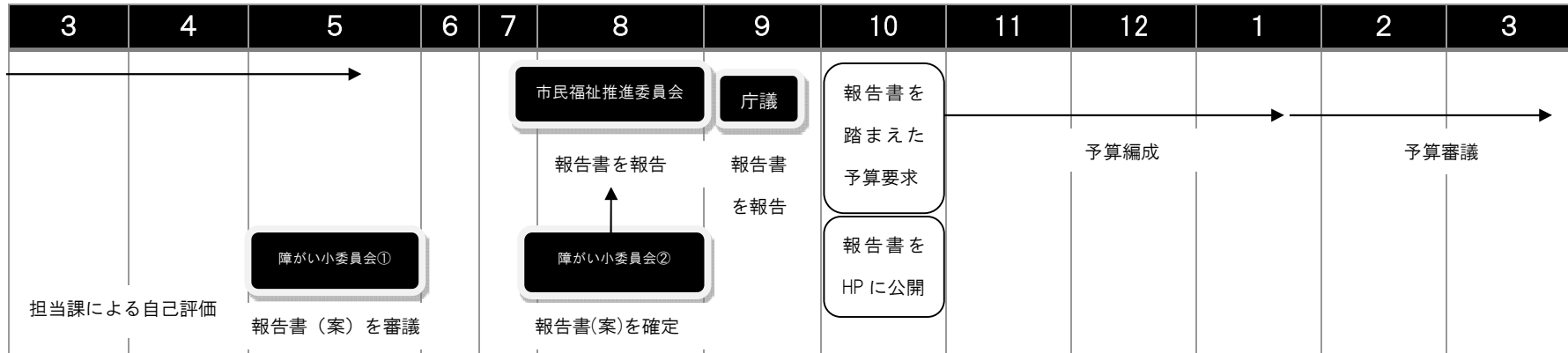
この場合、令和5(2023)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度及び令和4(2022)の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及びdの評価については、例②の場合と同様です。なお、事業cについては令和5(2023)年度に令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度の年次目標も達成できましたので、その点も評価に加えます。

その結果、事業aから事業dまでの令和5(2023)年度までの達成率は7/8で87.5%となりますので、評価はAとなります。

4 進捗評価の流れ

令和3年度の狛江市障がい者計画の進捗管理は、次表のとおり市民福祉推進委員会障がい小委員会において進捗評価を審議し、確定いたしました。



第1章 進捗管理シート

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課 ¹	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1	地域で暮らし続けられる基盤づくり								
	(1) 地域における生活の拠点の構築								
	① 【拡充】地域生活支援拠点の整備							A	
	a	地域生活支援拠点の整備を行います。	高 ¹	218	-	<p>地域生活支援拠点の整備事業者とともに、補助申請に向けて東京都とも協議を進めた。令和4年度の予算書に市の単独補助として事業者の施設整備費に対する補助の債務負担行為を設定した。</p> <p>地域生活支援拠点において、ショートステイを設置し、緊急時にも対応できるよう事業者と調整を図った。</p> <p>地域生活支援拠点では日中一時支援は行わないこととした。</p>		<p>建築資材の高騰により整備費が上昇しているため、事業者の財源等について注視する。</p> <p>建築資材の高騰により整備費が上昇しているため、事業者の財源等について注視する。</p> <p>市内全体の需要と照らし合わせながら必要性について考えていく。</p>	

1 高…高齢障がい課

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり								
	(1) 地域における相談支援の充実								
	① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実								
	a		複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。	高 福 ² 相 ³	220	-	総合相談支援体制の整備に向けて庁内の関係各課と協議を行った。 関係との協議を行ったが、素案の作成には至らなかった。 福祉総合窓口で受ける複雑化・複合化した課題を持つ相談について、障がい及び高齢のケースワーカー、生活保護担当、児童ケースワーカー、生活困窮担当（こまエール）で必要な情報共有を行い、また、市外の関係機関と役割分担して支援を行っている。相	C	障がい小委員会の答申を基にこれまでの議論を整理し、具体的な検討に取り組む。 障がい小委員会の答申を基にこれまでの議論を整理し、具体的な検討に取り組む。 相談事例ごとに市内外の関係機関との情報共有、連携を推進しているが、相談ケースの増加や課題の困難性から、支援者のマンパワー不足や役割分担が明確にできない場合があるため、定期的に状況確認しながら継続的に関わり、関係機関と連携して支援を行う。相

2 福…福祉政策課

3 相…福祉相談課

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
(1) 地域における相談支援の充実									
① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実(続き)									
	a		複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。	高 福 相	220	-	障がいの特性から近隣トラブルに発展したケースでは、市の相談支援包括化推進員との連携を図った。その他、義務教育終了後に公的支援が途切れてしまうケースがあり、CSWが継続支援するケースが増えている。 ⁴ 社	C	部門を越えた連携が必要となるため、福祉以外の関連部署とも関係づくりを強化する。社
	b		地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。	福	221	-	元和泉の地域の居場所よしこさん家や中和泉の個人宅等の地域資源で、障がいがある方も対象とした相談会を行った。支援を継続させるため地域包括支援センター、保健所、教育支援センターなど関係機関へ繋げた。		様々な困難事例に対応していくために、あいとぴあエリアの地域資源に限らず、市内外の関係期間と連携することでさらにネットワークを広げていく。

⁴社・・・社会福祉協議会

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
(1) 地域における相談支援の充実									
① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実(続き)									
	b		地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。	福	221	-	いこいの便りの定期発行を行っているが、その取材や配布がアウトリーチの機会になっている。これまで関わりの少なかった地域住民と繋がることができ、そこから課題把握にもつながっている。 その他、庭の手入れができなくなったという個別の困りごとを地域生活課題と捉え、有償お手伝いサービス(就労継続支援B型事業所 TODAY 喜多見の通所者による高齢者サポート)の仕組みづくりを行い、市内で同じような取組を行う支援者のネットワークづくりに取り組んだ。	C	社会資源が少ないこまえ苑エリアでは、居場所的機能を果たす場が限られる。そのため、多世代・多機能型交流拠点の開設や商店や宗教団体等のインフォーマル資源の開拓を進めることで、障がいがある方も含めて必要な相談ができる場を整えていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
(1) 地域における相談支援の充実									
① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実(続き)									
	c		地域自立支援協議会において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討する体制を構築します。	相 高	221	-	生活支援部会にて、日頃の計画相談業務の中で課題と考えられることを挙げ、地域生活課題として整理を行っている。これらを基に地域づくり計画案を作成し、協議会へ報告を行った。(月2回開催)	C	抽出した地域生活課題について、施策に向けた具体的な検討を行っていく必要がある。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり								
	(3) 切れ目のない障がい児(者)支援の実施								
	④ 【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保護、医療、福祉、教育等の連携体制の構築								
	a		医療的ケアを必要とする障がい児を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。(一部再掲)	相 高 子 ⁵	223	-	医療的ケア児支援部会にて、庁内関係部署との課題の抽出や情報共有を行った。また、障がいケースワーカーが相談支援事業所、保健所、医療機関等と連携し、医療的ケアを必要とする障がい児や、地域移行を必要とする精神障がい者の支援を行っている。(年2回開催) 相	A	関係機関が医療的ケアを必要とする障がい児がどのような医療的なケアを受けているのか、どのような支援体制が必要かといったことについて理解をより一層深めていくよう、医療的ケア児支援部会の研修に参加するなど、引き続き理解の促進に努めます。相

5 子…子ども発達支援課

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
	(3)	切れ目のない障がい児(者)支援の実施								
		④	【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保護、医療、福祉、教育等の連携体制の構築				A			
	a	医療的ケアを必要とする障がい児を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。(一部再掲)	相 高 子	223	-	狛江市医療的ケア児支援部会を設置し、医療的ケア児コーディネーターを中心に医療的ケアを必要とする障がい児に関する勉強会等を開催した。【高・子】		・障がい福祉に携わる方が医療的ケアの正しい知識と理解が得られるよう啓発を行っていく。【高】 ・共通課題に対し、解決策を出し合いながら医療的ケア児とその家族の支援に取り組む。【子】		

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
3 自立と社会参加を進めるシステムづくり									
(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消									
② 【拡充】当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供									
	a		障がい者支援施設の地域交流を推進する等、障がいのある人もない人も交流できる機会を創出します。	福	225	-	こまえ苑エリアにおいて多世代・多機能型交流拠点の設置に向け、運営委託予定者と検討を行った。 市内の多世代・多機能型交流拠点の運営に対して地域福祉推進事業補助金を交付し、運営の支援を行った。 音声 DAISY 製作者スキルアップに向けた3種の講習会を計10回開催し延べ24名が受講があった。また、対面朗読講習会を全3回開催し3名が受講する等、視覚障がい者の読書環境整備に向けた取組を推進した。	A	令和4年度中のこまえ苑エリアにおける多世代・多機能型交流拠点の運営開始に向け各所と調整を図る。 引き続き、市内の多世代・多機能型交流拠点の運営に対して地域福祉推進事業補助金を交付し運営の支援を行う。 引き続き、録音資料製作に係るスキルアップに向けた講習会を実施し、読書環境整備に向けた取組を推進する。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4 安心して安全に暮らせるまちづくり									
(1) 避難行動要支援者支援体制の充実									
②【拡充】災害時に関する支援									
	a		避難行動要支援者の支援体制の整備を進めます。	福相	226	-	<p>国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定を受け、地域見守り活動支援対象者の見直しの検討を課内で行ったが、狛江市避難行動要支援者支援連絡協議会での協議までには至らなかった。</p> <p>医師会、訪問看護事業所等の関係機関と狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結に向けてそれぞれ協議を行った。</p>	C	<p>協議会での協議を行い、協議結果を踏まえ、地域見守り活動支援対象者の見直しを行う。</p> <p>協議結果を踏まえ、医師会、訪問看護事業所等の関係機関と狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定を締結する。</p>

第2章 委員会からの意見シート

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
1	地域で暮らし続けられる基盤づくり		
	(1) 地域における生活の拠点の構築		
	①	【拡充】地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者基本計画（第4次）において「日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実を図る。また、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図る。」とされているところであり、引き続き丁寧な議論と誰もが安心・安全に暮らせる共生社会の理念に基づく粕江市のまちづくりについて理解醸成をお願いしたい。 ・ 拠点の設置、完成を切望している人が沢山いる。材料費高騰は心配だが、面的整備と併せて予定通りの完成を目指していただきたい。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり		
	(1) 地域における相談支援の充実		
	①	【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 ページの Act の 3 つ目の記述について、「相談ケースの増加や課題の困難性」「支援者のマンパワー不足」「役割分担が明確に出来ない」等挙げられているが、例えば、一定のレベル課題(ケース)のみ受ける、支援者のスキルアップ(専門性)を図る、リーダーシップの必要性(適任者の選定)等が考えられる。小委員会の答申も参考にしながら事業の確実な履行をお願いしたい。 ・ 12 ページ「相談事例ごとに～場合がある。」(福祉相談課)とあるが、「総合相談支援体制の整備」にあたって大きな課題であると考えられる。これまで対応において課題が生じたケースについて、その原因と改善点を整理することが期待される。 ・ 狛江市内に CSW は 3 名のみ配置であることを踏まえると、個別ケースの継続支援を CSW がどこまで担うのかという点は検討されるべきである。改善点に記載のとおり関係者間の連携・引き継ぎの強化が期待される。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり		
	(3) 切れ目のない障がい児（者）支援の実施		
	④	【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保護、医療、福祉、教育等の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携体制を具体化する必要がある。 ・ 専門施設ではない多くの福祉事業所の場合、医療行為の為に直接支援ができない、設備の問題の為に受け入れが難しい等の課題が存在する。会議体ではそのような課題にも取り組んで欲しい。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
3 自立と社会参加を進めるシステムづくり			
(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消			
	②	【拡充】当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江市の地域ニーズに合致したインクルーシブな多世代交流のプログラムを公募するなど踏み込んだ場の提供を検討いただきたい。5月19日に障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立し、25日に公布されたことから、障がい特性を踏まえた情報保障をさらに進めていく必要がある。 ・ 誰でも利用できる交流拠点だが、就労している方(一般就労・福祉的就労等)は時間的な制約があるため、おのずと利用が制限されてしまう。休日や夜間にも利用できるように、その部分についての運営支援も考えていくと、より多くの人ができるようになる。 ・ 18ページ「市内の～支援を行った。」とあるが、市内の多世代・多機能型交流拠点において実際に障がいのある人もない人も交流できる機会が創出されているか、課題や改善点はあるかということの検証が期待される。また、障がい者支援施設の地域交流についての評価もなされることが望ましい。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
4 安心して安全に暮らせるまちづくり			
(1) 避難行動要支援者支援体制の充実			
	②	【拡充】災害時に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に障がいのある方が安心して障がい福祉サービス等を利用できるように地域の見守り体制の構築をお願いしたい。 ・ 災害はいつ起こるか分からないものであるため、早期の協議、協定締結が望ましい。

刊行物番号〇〇〇-〇〇

あいとぴあレインボープラン

(狛江市障がい者計画)

進捗管理

令和●年度報告書

令和●年●月発行

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111 (代)

頒布価格

●円

委員からのご意見及び対応について

ページ	施策	ご意見	対応
23	地域生活支援拠点の整備	① 拠点の設置、完成を切望している人が沢山いる。材料費高騰は心配だが、面的整備と併せて予定通りの完成を目指していただきたい。	計画どおり拠点の整備を進めてまいります。
24	切れ目のない相談支援・相談窓口の充実	② 「役割分担が明確にできない」ケースを誰ひとり取り残さないための仕組みづくりであるため、今年度顕在化した課題に対して具体的な対応に進めていく必要がある。	ご意見を受けて文言を改めました。

ページ	施策	ご意見	対応
24	切れ目のない相談支援・相談窓口の充実 (続き)	③ 12 ページの Act の 3 つ目の記述について、「相談ケースの増加や課題の困難性」「支援者のマンパワー不足」「役割分担が明確に出来ない」等挙げられているが、例えば、一定のレベル課題(ケース)のみ受ける、支援者のスキルアップ(専門性)をはかる、リーダーシップの必要性(適任者の選定)等が考えられる。小委員会の答申も参考にしながら事業の確実な履行をお願いしたい。	③④ 何らかの精神疾患や発達障がいのある方が、家族間や近隣住民等とトラブルとなるような事例では、客観的にみると支援が必要と思われても、病識がなく治療に繋がらなかったり、拒否により障がい福祉サービスの利用に至らないなどで、具体的な支援が行えず、即時の課題解決が困難となる場合が多くあります。こうした事例については、福祉相談課で事例ごとに定期的に状況確認しながら継続的に関わり、介入の機会を逸することなく、関係機関と連携して支援を行っています。
		④ 12 ページ「相談事例ごとに～場合がある。」(福祉相談課)とあるが、「総合相談支援体制の整備」にあたって大きな課題であると考えられる。これまで対応において課題が生じたケースについて、その原因と改善点を整理することが期待される。	
		⑤ 狛江市内に CSW は 3 名のみ配置であることを踏まえると、個別ケースの継続支援を CSW がどこまで担うのかという点は検討されるべきである。改善点に記載のとおり関係者間の連携・引き継ぎの強化が期待される。	CSW は、地域支援、個別支援、仕組みづくりの3つの役割を担います。3つの役割を一体的に担う中でコミュニティソーシャルワーク機能を発揮することが重要です。ご指摘いただいたように個別ケースの継続支援を CSW がどこまで担うのかという点は重要な課題であり、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等事業の今後の展開を検討する中で検討してまいります。

ページ	施策	ご意見	対応	
24	切れ目のない相談支援・相談窓口の充実 (続き)	⑥	13 ページ「元和泉の地域の居場所よしこさん家～支援を行った。」とあるが、障がい者計画の進捗管理報告書であることから、障がい者支援に特化した記載が望ましい。	障がい者支援に特化した記載に改めました。
		⑦	14 ページ「社会資源が少ないエリア～限られる。」とあるが、こまえ苑エリアのことを指すと思われるが、明記が必要。また、障がい者計画の進捗管理報告書であることを踏まえ、障がい者支援に特化した課題及び改善点の明記が望ましい。	こまえ苑エリアであること、障がい者支援に特化した表現に記載を改めました。
		⑧	14 ページ「有償お手伝いサービス」とあるが、障がい者計画の進捗管理報告書であることを踏まえ、当該ケースが障がい福祉事業所と連携した障がい当事者によるお手伝いサービスの仕組みづくりだったことを明記してはどうか。	障がい福祉事業所と連携した障がい当事者によるお手伝いサービスの仕組みづくりだったことを明記しました。
25	医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保護、医療、福祉、教育等の連携体制の構築	⑨	16 ページ「関係機関が医療的ケアを必要とする障がい児に対する理解をより一層深めていく必要がある。」(福祉相談課)とあるが、抽象的であり、医療的ケア児に対してどのような理解が特に不十分であり、どのように関係者間で理解を促進するかということの検討が期待される。	ご意見を受けて文言を改めました。

ページ	施策	ご意見	対応
25	医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保護、医療、福祉、教育等の連携体制の構築（続き）	⑩ 専門施設ではない多くの福祉事業所の場合、医療行為のために直接支援ができない、設備の問題のために受け入れが難しい等の課題が存在する。会議体ではそのような課題にも取り組んで欲しい。	医療的ケア児支援部会で事業所の受入体制に係る課題についても、今後、議論してまいります。令和4年度は保育所に入所を希望している方の受入体制や入所の可否に関する判断基準を議論する予定となっております。
26	当事者が交流する場・余暇等の活動場の提供	⑪ 狛江市の地域ニーズに合致したインクルーシブな多世代交流のプログラムを公募するなど踏み込んだ場の提供を検討いただきたい。5月19日に障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立し、25日に公布されたことから、障がい特性を踏まえた情報保障をさらに進めていく必要がある。	こまえ苑エリアに新たに整備する多世代・多機能型交流拠点において地域ニーズに合致したプログラムの展開を計画するとともに、障がい特性を踏まえた情報保障を図った情報発信の方法に取り組んでいきます。
		⑫ 誰でも利用できる交流拠点だが、就労している方（一般就労・福祉的就労等）は時間的な制約があるため、おのずと利用が制限されてしまう。休日や夜間にも利用できるように、その部分についての運営支援も考えていくと、より多くの人ができるようになる。	運営を進めてく中で地域の声に応じて休日等の開設等を検討していきます。

ページ	施策	ご意見	対応
26	当事者が交流する場・余暇等の活動場の提供(続き)	<p>⑬ 18 ページ「市内の～支援を行った。」とあるが、市内の多世代・多機能型交流拠点において実際に障がいのある人もない人も交流できる機会が創出されているか、課題や改善点はあるかということの検証が期待される。また、障がい者支援施設の地域交流についての評価もなされることが望ましい。</p>	<p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、思うようなイベントの開催に至りませんでした。様々なバックグラウンドを持った方が交流する機会が設けられ運営が行われました。障がい者支援施設の地域交流についての評価については新たな計画策定の際の検討課題としてまいります。</p>
		<p>⑭ 災害時に障がいのある方が安心して障がい福祉サービス等を利用できるように地域の見守り体制の構築をお願いしたい。</p>	<p>地域見守り活動支援対象者名簿は要配慮者のうち、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に自力では迅速な避難及び安全な避難生活を送ることが困難な方について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に配慮又は支援を必要とする方の平常時からの見守りのほか、災害対策基本法第 49 条の 10 第1項の規定による避難の支援、安否の確認その他の対象者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿であり、災害時に障がい福祉サービスの利用を図るものではありません。ただし、名簿の策定時等に安否確認者等に指定された各福祉事業者の方が適切な支援ができるように情報共有を図ってまいります。</p>

ページ	施策		ご意見	対応
26	当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供(続き)	⑮	災害はいつ起こるか分からないものである為、早期の協議、協定締結が望ましい。	地域の見守り体制の構築及び各団体との協議・協定締結に向け調整を行ってまいります。

障がい福祉サービス等及び障がい児支援の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数(表4-51)

平成31(2019)年度末時点の施設入所者数	46人	達成率
令和3(2021)年度末の地域生活移行者数(実績)	0人	0.0%
令和5(2023)年度末の地域生活移行者数(目標)	2人	

(2) 施設入所者数の地域生活への移行に関する目標(表4-52)

平成31(2019)年度末時点の施設入所者数	46人	
令和3(2021)年度末の施設入所者数(実績)	41人	
令和5(2023)年度末の施設入所者数(目標)	44人	達成率
令和3(2021)年度末施設入所者数の削減数(実績)	△5人	250.0%
令和5(2023)年度末までの施設入所者数削減見込み(目標)	△2人	

2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場(表4-53)

平成31(2019)年度末における保健、医療、福祉関係者による協議の場	なし	達成率
令和3(2021)年度末における保健、医療、福祉関係者による協議の場(実績)	なし	0.0%
令和5(2023)年度末における保健、医療、福祉関係者による協議の場(目標)	あり	

(2)-1 1年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数(表4-54)

平成31(2019)年度末時点の1年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数	2人	達成率
令和3(2021)年度末時点の1年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数(実績)	0人	0.0%
令和5(2023)年度末時点の1年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数(計画期間内の目標)	21人	

(2)-2 1年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数の年度別見込量(表4-55)

各年度の移行者数	目標	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
		実績	0人	
累計	目標	7人	14人	21人
	実績	0人		

(3) 地域移行に伴う関係サービスの見込量(表4-56)

年度	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
居宅介護 (実利用者(人/年))	目標	6人	5人
	実績	0人	
自立訓練(生活訓練) (実利用者(人/年))	目標	2人	2人
	実績	0人	
グループホーム (実利用者(人/年))	目標	1人	2人
	実績	0人	
就労継続支援B型 (実利用者(人/年))	目標	3人	3人
	実績	0人	
就労定着支援 (実利用者(人/年))	目標	6人	5人
	実績	0人	
自立生活援助 (実利用者(人/年))	目標	4人	4人
	実績	0人	

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 地域生活支援拠点等の設置箇所数(表4-57)

平成31(2019)年度末時点の拠点数	0箇所	達成率
令和3(2021)年度末時点の拠点数(実績)	0箇所	0.0%
令和5(2023)年度末時点の拠点数(目標)	1箇所	

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行者数(表4-58)

平成31(2019)年度中の一般就労への移行者数	3人	達成率
令和3(2021)年度中の一般就労への移行者数(実績)	9人	225.0%
令和5(2023)年度中の一般就労への移行者数(目標)	4人	

(2) 就労移行支援事業利用者数(表4-59)

平成31(2019)年度末の就労移行支援事業利用者数	12人	達成率
令和3(2021)年度末の就労移行支援事業利用者数(実績)	21人	131.3%
令和5(2023)年度末の就労移行支援事業利用者数(目標)	16人	

(3) 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率(表4-60)

平成31(2019)年度末における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	該当者なし	達成率
令和3(2021)年度末における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率(実績)	90.0%	128.6%
各年度末現在の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率(実績)	70.0%	

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 相談支援体制の充実・強化等(表4-61)

平成31(2019)年度末における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制	なし	達成率
令和3(2021)年度末における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制(実績)	なし	0.0%
令和5(2023)年度末における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制(目標)	あり	

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

(1) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築(表4-62)

平成31(2019)年度末における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	なし	達成率
令和3(2021)年度末における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築(実績)	なし	0.0%
令和5(2023)年度末における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築(目標)	あり	

7 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置数(表4-63)

平成31(2019)年度末時点の設置箇所数	0箇所	達成率
令和3(2021)年度末時点の設置箇所数(実績)	1箇所	100.0%
令和5(2023)年度末時点の設置箇所数(目標)	1箇所	

(2) 保育所等訪問支援を提供している事業所数(表4-64)

平成31(2019)年度末における保育所等訪問支援を提供している事業所数	0箇所	達成率
令和3(2021)年度末における保育所等訪問支援を提供している事業所数(実績)	1箇所	100.0%
令和5(2023)年度末における保育所等訪問支援を提供している事業所数(目標)	1箇所	

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数(表4-65)

平成31(2019)年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	1箇所	達成率
令和3(2021)年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数(実績)	1箇所	100.0%
令和5(2023)年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数(目標)	1箇所	

(4) 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場(表4-66)

平成31(2019)年度末における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	なし	達成率
令和3(2021)年度末における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場(実績)	あり	100.0%
令和5(2023)年度末における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場(目標)	あり	

(5) 医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの配置(表4-67)

平成31(2019)年度末における医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの配置	なし	達成率
令和3(2021)年度末における医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの配置(実績)	あり	100.0%
令和5(2023)年度末における医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの配置(目標)	あり	

障がい福祉サービス等の見込量

1. 訪問系サービス

表4-68 居宅介護の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
居宅介護	延利用量	17,637	20,071	21,529	22,318	20,988	21,303
	(時間/年)	(19,743)	(19,931)	(20,130)	(20,678)		
	月平均利用量	1,470	1,673	1,794	1,860	1,749	1,776
	(時間/月)	(1,644)	(1,660)	(1,677)	(1,724)		
	実利用者数	150	159	158	150	166	169
(人/年)	(155)	(156)	(158)	(164)			
平均利用者数	124	130	133	124	136	138	
(人/月)	(114)	(115)	(116)	(134)			

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-69 重度訪問介護の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
重度訪問介護	延利用量	26,851	26,207	33,125	26,833	36,060	37,140
	(時間/年)	(18,211)	(18,393)	(18,577)	(34,908)		
	月平均利用量	2,238	2,184	2,760	2,236	3,005	3,095
	(時間/月)	(1,518)	(1,533)	(1,548)	(2,909)		
	実利用者数	11	10	11	10	11	12
(人/年)	(10)	(10)	(10)	(11)			
平均利用者数	10	9	10	9	10	11	
(人/月)	(6)	(6)	(6)	(10)			

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-70 同行援護の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
同行援護	延利用量	3,571	4,021	3,419	4,100	5,499	6,104
	(時間/年)	(3,037)	(3,083)	(3,129)	(4,954)		
	月平均利用量	298	335	285	342	458	509
	(時間/月)	(253)	(257)	(261)	(413)		
	実利用者数	23	21	26	27	24	26
(人/年)	(20)	(20)	(20)	(23)			
平均利用者数	17	19	19	21	24	26	
(人/月)	(16)	(16)	(16)	(22)			

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-71 行動援護の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
行動援護	延利用量	146	483	600	853	1,008	1,104
	(時間/年)	(0)	(0)	(0)	(844)		
	月平均利用量	12	40	50	71	84	92
	(時間/月)	(0)	(0)	(0)	(70)		
	実利用者数	1	1	3	3	3	3
(人/年)	(0)	(0)	(0)	(2)			
平均利用者数	0	1	2	3	3	3	
(人/月)	(0)	(0)	(0)	(2)			

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-72 重度障害者等包括支援の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
重度障害者等 包括支援	延利用量	0	0	0	0	0	0
	(時間/年)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	月平均利用量	0	0	0	0	0	0
	(時間/月)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	実利用者数	0	0	0	0	0	0
(人/年)	(0)	(0)	(0)	(0)			
平均利用者数	0	0	0	0	0	0	
(人/月)	(0)	(0)	(0)	(0)			

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

2. 日中活動系サービス

表4-73 生活介護の見込量(各年度末)

	計画期間 年度	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
		平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
生活介護	延利用量 (日/年)	26,902 (33,276)	27,304 (33,595)	28,662 (33,917)	28,675 (28,557)	28,754	28,839
	月平均利用量 (日/月)	2,242 (2,705)	2,275 (2,732)	2,389 (2,759)	2,390 (2,380)	2,396	2,403
	実利用者数 (人/年)	129 (146)	139 (147)	144 (148)	141 (142)	148	151
	平均利用者数 (人/月)	123 (144)	127 (145)	136 (139)	135 (142)	143	145

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-74 自立訓練(機能訓練)の見込量(各年度末)

	計画期間 年度	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
		平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
自立訓練 (機能訓練)	延利用量 (日/年)	282 (492)	66 (492)	0 (492)	71 (67)	68	69
	月平均利用量 (日/月)	24 (41)	6 (41)	0 (41)	6 (6)	6	6
	実利用者数 (人/年)	2 (4)	1 (4)	0 (4)	1 (1)	1	1
	平均利用者数 (人/月)	1 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (1)	1	1

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-75 自立訓練(生活訓練)の見込量(各年度末)

	計画期間 年度	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
		平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
自立訓練 (生活訓練)	延利用量 (日/年)	3,318 (1,678)	2,557 (1,865)	1,913 (1,958)	2,335 (2,093)	2,302	2,532
	月平均利用量 (日/月)	277 (135)	213 (150)	159 (157)	195 (174)	192	211
	実利用者数 (人/年)	36 (28)	34 (31)	26 (32)	27 (35)	35	35
	平均利用者数 (人/月)	26 (16)	22 (18)	15 (19)	18 (22)	23	23

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-76 就労移行支援の見込量(各年度末)

	計画期間 年度	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
		平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
就労移行支援	延利用量 (日/年)	3,377 (3,113)	2,617 (3,144)	2,494 (3,908)	3,222 (2,598)	2,677	2,718
	月平均利用量 (日/月)	281 (257)	218 (260)	208 (323)	269 (217)	223	22
	実利用者数 (人/年)	36 (34)	25 (34)	23 (42)	33 (26)	26	26
	平均利用者数 (人/月)	19 (18)	13 (19)	13 (23)	18 (14)	14	15

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-77 就労継続支援(A型)の見込み量(各年度末)

	計画期間 年度	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
		平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
就労継続支援(A型)	延利用量 (日/年)	2,606 (2,299)	2,317 (2,322)	2,213 (2,346)	2,643 (2,355)	2,499	2,634
	月平均利用量 (日/月)	217 (192)	193 (194)	184 (196)	220 (196)	208	220
	実利用者数 (人/年)	15 (11)	12 (11)	12 (11)	14 (12)	12	13
	平均利用者数 (人/月)	12 (10)	10 (10)	10 (10)	12 (10)	10	10

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-78 就労継続支援(B型)の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
就労継続支援(B型)	延利用量	22,962	23,592	23,750	23,991	23,660	23,823
	(日/年)	(23,427)	(23,862)	(26,109)	(23,468)		
	月平均利用量	1,914	1,966	1,979	1,999	1,972	1,985
	(日/月)	(1,956)	(1,989)	(2,176)	(1,956)		
	実利用者数	163	169	165	170	190	198
(人/年)	(154)	(156)	(170)	(183)			
平均利用者数	139	149	147	148	171	176	
(人/月)	(135)	(136)	(147)	(164)			

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-79 就労定着支援の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
就労定着支援	延利用量	75	227	122	79	187	198
	(日/年)	(24)	(48)	(72)	(180)		
	月平均利用量	6	19	10	7	16	17
	(日/月)	(2)	(4)	(6)	(15)		
	実利用者数	5	12	11	10	14	15
(人/年)	(1)	(2)	(3)	(13)			
平均利用者数	1	9	7	7	10	11	
(人/月)	(1)	(2)	(3)	(10)			

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-80 療養介護の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
療養介護	実利用者数	8	8	8	10	9	10
	(人/年)	(7)	(7)	(7)	(8)		
	平均利用者数	8	8	8	9	9	10
(人/月)	(7)	(7)	(7)	(8)			

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-81 短期入所(福祉型)の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
短期入所(福祉型)	延利用量	2,566	2,813	2,307	2,711	2,898	2,927
	(日/年)	(2,937)	(2,966)	(3,206)	(2,870)		
	月平均利用量	214	234	192	226	241	244
	(日/月)	(245)	(247)	(267)	(239)		
	実利用者数	64	74	62	64	76	77
(人/年)	(70)	(71)	(77)	(75)			
平均利用者数	48	51	42	45	53	53	
(人/月)	(49)	(49)	(53)	(52)			

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-82 短期入所(医療型)の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
短期入所(医療型)	延利用量	33	48	0	0	49	50
	(日/年)	(101)	(102)	(103)	(49)		
	月平均利用量	3	4	0	0	4	4
	(日/月)	(8)	(8)	(8)	(4)		
	実利用者数	6	5	0	0	5	5
(人/年)	(5)	(5)	(5)	(5)			
平均利用者数	1	1	0	0	1	1	
(人/月)	(2)	(2)	(2)	(1)			

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

3. 居住系サービス

表4-83 自立生活援助の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
自立生活援助	実利用者数	0	2	3	2	4	4
	(人/年)	(13)	(27)	(31)	(4)		
	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	平均利用者数	0	1	1	1	2	3
	(人/月)	(13)	(27)	(31)	(2)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-84 共同生活援助(グループホーム)の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	68	68	69	75	86	93
	(人/年)	(55)	(69)	(80)	(79)		
	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	平均利用者数	58	60	60	67	76	82
	(人/月)	(50)	(50)	(61)	(70)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-85 施設入所支援の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
施設入所支援	実利用者数	48	48	46	44	44	44
	(人/年)	(49)	(49)	(49)	(44)		
	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	平均利用者数	46	45	44	42	44	44
	(人/月)	(49)	(49)	(49)	(44)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

4. 相談支援

表4-86 計画相談支援の見込み(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
計画相談支援	実利用者数	416	438	450	452	583	641
	(人/年)	(423)	(432)	(440)	(530)		
	平均利用者数	97	106	116	121	139	151
	(人/月)	(93)	(95)	(97)	(128)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-87 地域移行支援の見込み(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
地域移行支援	実利用者数	5	9	6	5	10	11
	(人/年)	(10)	(10)	(10)	(10)		
	平均利用者数	3	3	1	1	3	3
	(人/月)	(5)	(5)	(6)	(3)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-88 地域定着支援の見込み(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
地域定着支援	実利用者数	28	24	23	26	28	31
	(人/年)	(31)	(39)	(47)	(25)		
	平均利用者数	24	21	20	22	25	25
	(人/月)	(31)	(39)	(47)	(25)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

地域生活支援事業の見込量

1. 必須事業

表4-92 理解促進研修・啓発事業の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

表4-93 自発的活動支援事業の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

表4-94 相談支援事業の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
相談支援事業	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1

表4-95 成年後見制度利用支援事業の見込み量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	2 (2)	2 (3)	3 (4)	5 (1)	1	1

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-96 成年後見制度法人後見支援事業の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

表4-97 意思疎通支援事業の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣回数(回)	496 (425)	563 (425)	501 (425)	542 (580)	620	640
手話通訳者設置事業	設置人数(人)	31 (28)	28 (28)	28 (28)	25 (28)	29	30
要約筆記者設置事業	設置人数(人)	23 (21)	31 (21)	31 (21)	29 (31)	32	33

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-99 日常生活用具給付等事業の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
介護・訓練支援用具	延べ給付件数(件)	2 (5)	4 (5)	4 (5)	4 (4)	4	4
自立生活支援用具	延べ給付件数(件)	8 (7)	9 (7)	11 (7)	7 (12)	14	16
在宅療養等支援用具	延べ給付件数(件)	16 (8)	6 (8)	12 (8)	6 (7)	7	8
情報・意思疎通支援用具	延べ給付件数(件)	26 (12)	27 (12)	31 (12)	29 (46)	59	77
排泄管理支援用具	延べ給付件数(件)	788 (153)	851 (153)	849 (153)	913 (912)	912	912
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	延べ給付件数(件)	2 (4)	4 (4)	2 (4)	6 (6)	8	10

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-100 手話奉仕員養成研修事業の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
手話奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数(人)	9 (10)	9 (10)	0 (10)	0 (9)	9	9

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-101 移動支援事業の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
移動支援事業	延利用量(時間/年)	10,724 (13,300)	9,820 (13,300)	7,635 (13,300)	7,909 (10,017)	10,118	10,219
	平均利用量(時間/月)	894 (1,103)	818 (1,103)	636 (1,103)	659 (834)	843	851
	実利用者数(人/年)	112 (139)	112 (139)	94 (139)	93 (114)	115	117
	平均利用者数(人/月)	87 (99)	85 (99)	70 (99)	96 (87)	88	88

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-102 地域活動支援センター事業の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
地域活動支援センター事業	実施箇所数(箇所)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2
	実利用者数(人/年)	105 (105)	95 (105)	102 (105)	80 (105)	105	105

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

2. 任意事業

表4-104 任意事業の見込み量(各年度末)

	計画期間 年度	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
		平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
更生訓練費給付事業	実利用者数 (人/年)	0 (2)	1 (2)	0 (2)	1 (1)	1	1
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	31 (35)	32 (35)	29 (35)	26 (33)	33	33
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	4 (1)	4 (5)	3 (5)	3 (7)	9	11
自動車運転教習料助成事業	実利用者数 (人/年)	1 (1)	2 (2)	1 (2)	0 (2)	2	2
自動車改造助成事業	実利用者数 (人/年)	2 (1)	1 (2)	0 (2)	0 (1)	1	1
スポーツ・レクリエーション教室 開催等(あいとびあボール)	登録人数 (人)	553 (470)	690 (500)	507 (500)	456 (835)	918	1,010
奉仕員養成研修 (要約筆記)	実施回数 (回/年)	18 (18)	18 (18)	0 (18)	20 (18)	19	19
保護室確保	確保数 (室)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

障がい児福祉サービス等の見込量

1. 障がい児通所支援等

表4-105 児童発達支援の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
児童発達支援	延利用量	7,064	9,086	9,513	10,317	13,110	14,814
	(日/年)	(6,945)	(7,292)	(7,656)	(11,602)		
	月平均利用量	589	757	793	860	1,092	1,234
	(日/月)	(579)	(608)	(638)	(967)		
	実利用者数	159	165	163	169	197	208
	(人/年)	(153)	(161)	(169)	(185)		
平均利用者数	109	114	113	114	148	161	
	(人/月)	(98)	(103)	(108)	(135)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-106 放課後等デイサービスの見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
放課後等デイサービス	延利用量	12,255	12,692	14,596	17,503	16,437	17,916
	(日/年)	(11,619)	(12,432)	(13,303)	(15,079)		
	月平均利用量	1,021	1,058	1,216	1,459	1,370	1,493
	(日/月)	(969)	(1,037)	(1,109)	(1,257)		
	実利用者数	119	134	156	182	204	234
	(人/年)	(104)	(111)	(119)	(162)		
平均利用者数	101	113	125	156	172	198	
	(人/月)	(89)	(96)	(102)	(149)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-107 保育所等訪問支援の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
保育所等訪問支援	延利用量	0	0	25	194	48	48
	(日/年)	(0)	(0)	(120)	(48)		
	月平均利用量	0	0	2	16	4	4
	(日/月)	(0)	(5)	(10)	(4)		
	実利用者数	0	0	5	15	4	4
	(人/年)	(0)	(0)	(5)	(4)		
平均利用者数	0	0	1	10	4	4	
	(人/月)	(0)	(0)	(5)	(4)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-108 医療型児童発達支援の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
医療型児童発達支援	延利用量	0	0	0	0	24	24
	(日/年)	(155)	(155)	(155)	(24)		
	月平均利用量	0	0	0	0	2	2
	(日/月)	(13)	(13)	(13)	(2)		
	実利用者数	0	0	0	0	2	2
	(人/年)	(1)	(1)	(1)	(2)		
平均利用者数	0	0	0	0	2	2	
	(人/月)	(1)	(1)	(1)	(2)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-109 居宅訪問型児童発達支援の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
居宅訪問型児童発達支援	延利用量	0	0	0	0	12	12
	(日/年)	(1)	(1)	(1)	(12)		
	月平均利用量	0	0	0	0	1	1
	(日/月)	(4)	(8)	(8)	(1)		
	実利用者数	0	0	0	0	1	1
	(人/年)	(1)	(1)	(1)	(12)		
平均利用者数	0	0	0	0	1	1	
	(人/月)	(1)	(1)	(1)	(1)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

2. 障害児入所支援

表4-110 福祉型児童入所施設の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
福祉型児童入所施設	実利用者数	3	3	0	2	3	3
	(人/年)	(3)	(3)	(3)	(3)		
	平均利用者数	3	3	0	2	3	3
	(人/月)	(3)	(3)	(3)	(3)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

表4-111 医療型児童入所施設の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
医療型児童入所施設	実利用者数	1	1	0	0	1	1
	(人/年)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	平均利用者数	1	1	0	0	1	1
	(人/月)	(1)	(1)	(1)	(1)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

3. 障がい児相談支援

表4-112 障がい児相談支援の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
障がい児相談支援	実利用者数	146	138	148	167	221	243
	(人/年)	(149)	(164)	(134)	(191)		
	平均利用者数	37	37	46	57	59	70
	(人/月)	(36)	(39)	(44)	(47)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

4. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

表4-113 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込量(各年度末)

	計画期間	実績(第5期)			実績・計画値(第6期)		
	年度	平成30(2018)	平成31(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
コーディネーター	配置人数	0	0	1	1	1	1
	(人)	(0)	(0)	(1)	(1)		

※上段は実績、下段のカッコ内は計画作成時の見込み

議題1 [報告事項] 障がい福祉計画における見込量と利用実績について

・日中活動系の短期入所(福祉型)について、数値は変わってなくても内容は変わっていることがある。具体的には新しいGH等ができ、これまでSSを利用されていた方がGHに入居すると、その分利用者(日数)が減る。事業所としては空き=減収となるので営業をかける。営業先としては、現利用者の日数増を始め、他市区の方、最近では児童にまで声を掛けている。そうしてようやく現状維持ができるという実態がある。見込量と利用実績だけでなく、内容についても確認等が出来る機会が今後、設けられると良いのではと考える。

・資料1のp.3より、「児童発達」の利用人数が右肩上がりであることがわかる。児童発達の利用児童は「放課後等デイ」の利用へと移行することが想定されるが、放課後等デイの利用実績は高止まり状態であることがわかる。また、今年度末で市内2件の放課後等デイが閉所となることが発表されている。上記を踏まえたうえで今後の放課後等デイの見込量と受け皿の確保について市としてどのように考えているか。

⇒放課後等デイサービスについては、現在、市内に4つの事業所があります。放課後等デイサービスの利用状況を確認すると、市外の事業所を利用している方が多い状況であり、今後、利用量が増加した場合でも市内と市外の事業者で対応は可能と考えております。

・同資料1のp.3より、「保育所等訪問」の利用人数が大幅に増えていることがわかる。前回の小委員会ではこれは児童発達支援センターができたためとの説明だった。市としても拡充し始めたばかりのサービスだが、利用実態として、保護者の依頼でサービスを開始するも短期間で終結する利用が多いのか、あるいは在園中継続される利用が多いのか。また、保育所だけでなく幼稚園や小学校等への訪問実績もあるのか。今後の見込量の参考のために伺いたい。

⇒利用実態としては、1年から2年は継続するものが多く、保育所だけでなく、小学校への訪問実績もあります。市内の事業者で新たに指定を受けて保育所等訪問を実施する予定もあり、今後の見込量としては増加すると想定しています。

議題2 [報告事項] 令和3年度請求_月別の給付費・利用者割合の推移について

児童福祉サービスの利用者割合は障害福祉サービスよりも高い割合にある。しかし個別の利用者を見ると療育が必要とされながら利用ができていない場合がある。

現在、児童発達支援センターの相談はセンター利用を前提としているが、市内で支援が必要なお子さんの相談を受けられ、切れ目のない支援が受けられるような体制をセンターと共に作っていきたいと考えている。

議題3 その他（第3回障がい小委員会議事録案等について）

・前回の小委員会で委員長より地域生活支援拠点の「地域の体制づくり」について「他自治体の調査をしていただき、委員会でも報告してください」との発言があった。進捗があれば報告をお願いしたい。

⇒地域生活支援拠点については、現在、東京都の補助協議の段階であり、予定では、今年の8月ごろに補助内示を受ける予定となっております。具体的な検討につきましては、運営法人との協議は今後行っていくところであり、地域の体制づくりに関する他自治体の調査についても、併せて行っていきますので、整理できしだいご報告させていただきます。

・1月31日に開催された医ケア児部会は本小委員会に属する部会のため、会議録ができ次第本小委員会でも共有することを検討いただきたい。会議が非公開であることを踏まえ会議録の共有が困難な場合は、事務局なり部会員の竹中委員より会議の要点だけでも本小委員会でご報告をいただくことが望ましいかと思う。

⇒令和4年1月31日に開催した医療的ケア児支援部会につきまして、主な内容をご報告いたします。

令和2年度に行った医療的ケア児の実態調査の結果を共有するとともに、医療的ケア児の支援に関する課題を整理しました。医療的ケア児の実態調査の結果につきましては、市内の未就学児（4,689人）に対してアンケートを実施し、家族に医療的ケア児がいると回答があったものが10件ございました。市内の未就学児の1%程度となっております。

また、医療的ケア児の支援に関する課題につきましては、保育や教育など関係機関との連携不足や相談先が不明確などが挙げられており、現在、市では医療的ケア児のコーディネーターを配置しているおきるので、関係機関をつなぐコーディネーターが積極的に関与していくことが必要になってくると考えております。

以上

【 建築計画に伴う近隣説明会のお知らせ 】

(仮称)中和泉グループホーム計画

○ ご挨拶

○ 建築計画概要書

○ 全体工程表

○ お約束事項

○ 案内図

○ 平面図

○ 立面図

会場 西河原公民館 2階 学習室1

日時 第一回 令和4年 3月13日(日曜日) 午前10時から

第二回 令和4年 3月14日(月曜日) 午後7時から

※同じ内容です。どちらかにご参加ください。



社会福祉法人 足立邦栄会

ご近隣の皆様

ご挨拶

拝啓 時下益々ご清栄のことと、お慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、狛江市中和泉三丁目739番22外の地に障がい者のための住居（グループホーム等）の建設を計画させて頂くことになりました。
近隣の皆様のご不安を少しでも解消しながら、計画を進めさせていただきたく、下記の通り、計画概要等を説明する場を設けさせていただきます。

地域の一員として、受入れて頂けるようお声を頂戴できれば幸いです。

敬具

令和 4年 3月 吉日
社会福祉法人 足立邦栄会
理事長 新井 五輪子

記

建築計画概要 別紙をご覧ください

説明会 会場 狛江市立西河原公民館（元和泉2丁目35-1） 2階 学習室1
日時 第一回 3月13日（日曜日） 午前10時から
第二回 3月14日（月曜日） 午後7時から
配布資料 本資料をご持参ください。

お問い合わせ先 社会福祉法人 足立邦栄会
こまえ工房（担当者）六笠 良一
住所：狛江市東和泉一丁目32番21号
TEL：03-3480-1443
メールアドレス：komorebi-komae@nifty.com

※近隣説明会は「狛江市まちづくり条例」に基づき行うものです。

※新型コロナウイルス感染予防対策として、受付時に手指の消毒及び検温をお願いいたします。

また、会場内ではマスクをご着用頂き、ご質問以外の会話をお控え頂くようお願いいたします。

※受付時に、参加者様には住所・氏名を名簿にご記入頂きます。名簿は、市への報告及び、万一、会場内で新型コロナウイルス陽性者が確認された場合の追跡調査にのみ使用させていただきます。

※できるだけ多くの方にご説明の機会を頂戴するため、説明会は同じ内容で2回行わせて頂きます。

誠に恐縮ですが、参加希望の方はどちらか一方の回にご参加ください。なお、感染予防のため、1家族1名（やむを得ない理由がある場合は2名）様迄のご参加とさせていただきます。

※ご都合により、説明会に参加できない方のために、質問書を添付します。

お手数ですが、上記連絡先にご郵送いただくか、ファックス、メールにてご送付願います。

（質問書受付期限：3月8日必着）。説明会にて回答させて頂き、その他のご質問等と共に議事録として足立邦栄会のホームページ（<http://houeikai.gr.jp>）にて閲覧いただけるようにします。

（議事録は、個人名を伏せた形で作成します。また、狛江市に提出させていただきます）

※条例に基づき、土地所有者の方にもご説明させて頂く必要があるため、借家人の方は

お手数ですが上記にご連絡ください。家主様に同様のご案内を致します。

共同住宅（アパート等）については管理会社様を通じてご案内致します。

※建物の一部を利用して、狛江市が相談支援事業をおこなうため、狛江市福祉保健部の職員が説明会に参加します。

※説明会について、ご不明な点やご希望がある場合は上記にご連絡ください。

建築計画概要書

事業主

事業主	社会福祉法人 足立邦栄会 理事長 新井 五輪子
	[所在地] 東京都足立区皿沼2-8-8 TEL : 03-5691-7150

建物用途等

計画名称	(仮称) 中和泉グループホーム計画
建物の用途	障害者グループホーム、相談支援事業所
定員	(グループホーム等利用者) 19名
補助金	東京都障害者通所施設等整備費補助事業、狛江市地域生活支援拠点整備事業

敷地概要

地名地番	東京都狛江市中和泉三丁目739番21、22、18・20の一部
土地利用形態	一般定期借地 (50年間)
敷地面積	821.81㎡
(事業施行面積)	
用途地域	第一種低層住居専用地域
容積率・建蔽率	80%・40%[50%(角地緩和適用)]
防火地域	指定なし(法第22条区域)
高度地区	第1種高度地区(10m)
日影規制	3h/2h 1.5m(軒高7m超または地上3階建て以上の建築物)
接道	北側:市道172号線、西側:私道

建物概要

構造・階数	木造 地上 2階建て
高さ	9.50m(軒の高さ 6.45m)
基礎工法	直接基礎(べた基礎)
建築面積(建ぺい率)	410.13㎡ (49.91%)
延べ面積(容積率)	797.14㎡ 容積率算定対象 578.68㎡ (70.42%)
建築設備	特定施設水道連結型スプリンクラー設備、自動火災報知設備など ※調理加熱はIH(電気式)とし、給湯のみガスを使用します。 ※表記の数値は、今後の手続きなどにより多少変動する場合があります。

工事概要

工事予定期間	令和4年 11月 1日 ~ 令和5年 6月 30日 (8か月)
工事内容	新築
工事施工会社	未定
設計会社	リンテック株式会社 (代表者) 大川 健 (担当) 大川 一生 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-31-16 TEL : 03-3352-2802

お約束事項

本計画の工事を実施するに当たって、ご近隣の皆様のご迷惑を最小限にとどめるよう、下記の事項を遵守することをお約束いたします。
皆様と円満な関係を保ち、少しでもご安心頂けるよう努力する所存ですので、ご理解頂ければ幸いです。

[工事による危害の防止策]

- 下記の工事時間を厳守いたします。

作業開始：午前8時 作業終了：午後6時 日曜日及び祝祭日は休業

※やむを得ない事情等で時間外に作業する場合は、あらかじめ隣接するの方々にご連絡の上、配慮しつつ行なわせて頂きます。

- 大型の工事車両の通行時には誘導員を配置する等、通行の安全を確保いたします。
 - 和泉小学校及び狛江第三中学校の通学路にあたるため、学校長に工事着手前に工事工程・内容について説明し、登下校時間の通学路における生徒への安全に配慮いたします。
 - 工事現場入口にゲートを設け、いたずらや防犯への対策をおこないます。
 - 外部足場には養生シートを設け、粉塵などの飛散防止対策をおこないます。
-

[建築に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす著しい影響及びその対策]

- 可能な限り、低騒音・低振動の機器を使用して工事を実施します。
 - 工事現場周辺道路は随時、散水や清掃を行い、土砂、ほこり等の飛散防止に努めます。
-

[その他]

- 上記以外に不測の事態が発生した場合は、事業主および施工者は、責任と誠意をもって課題に向き合い解決に向け努力致します。
-

以上

※工事施工会社（施工者）が決定次第、施工者からご挨拶及び工程表の配布（投函）をさせていただきます。

(仮称)中和泉グループホーム計画

～法人・計画事業の概要～



社会福祉法人 足立邦栄会

令和4年(2022年)3月

事業者の紹介



社会福祉法人 足立邦栄会

足立邦栄会は、法人設立者が「今日のわが国の繁栄は戦中戦後に苦労を重ねてきた方々によりもたらされた。その方々の老後が少しでも報われるように」と、高齢者福祉施設の設立・運営のために設立されました。

運営事業所は、足立区(高齢者・障害者)、府中市(障害者)、狛江市(障害者)に4施設23事業を展開しています。各事業所は拠点施設を中心に、Heart to Heart を合言葉に心の通い合うサービスを提供しています。

法人理念

1. 心の通い合う支援を心の通い合う仲間が提供します。
2. 地域で住み慣れた生活を続けるための福祉拠点の役割を果たします。



狛江市での事業展開



あいとぴあセンター内

- ・ポンテ(生活介護・対象:重度身体障がい)
- ・あいとぴあ日中一時支援室
- ・みずきケアセンター狛江 (居宅介護・移動支援)



東和泉1-32-21

- ・こまえ工房
(生活介護/就労継続支援B型・対象:知的障がい)
- ・相談支援センターみずき
(一般相談、特定相談支援、障害児相談支援)

中和泉4-23-1

- ・こまほっとシルバー相談室多摩川住宅

中和泉3-24-28

- ・パンダ(共同生活援助)





本計画事業の内容 ～障がい者の住まい(19床)～

1.グループホーム(共同生活援助)・・・定員17名、うち体験利用枠1名

- ・1階:ユニットⅠ(6名)・・・主に身体障がい者が利用対象
- ・2階:ユニットⅡ(6名)・・・主に知的障がい者が利用対象
- ・2階:ユニットⅢ(5名)・・・主に知的障がい者が利用対象

※障がい中度～重度(主に障害支援区分4～6)の方を利用対象としています。

2.ショートステイ(短期入所)・・・1階ユニットⅠにて定員2名

※利用者の居室は全室個室です。食堂・リビング、浴室、トイレはユニットごとにあります。

※ショートステイとグループホームの体験利用枠は、障がいの種別(身体、知的、精神障がい等)を問わず利用可能です。必要な支援を受け、集団での生活を送ることができる方が利用します。

○職員体制概要

- ・基本的には24時間365日、職員を配置します。
- ・夜間は、各階に夜勤者1名以上配置します(計2～3名)。
- ・(利用者が少ない)平日日中も職員がいます。
- ・その他、早番(朝7時ごろから)、遅番(夜8時ごろまで)を配置します。



グループホームとは

- グループホームは、「住まい」の場です。



今回整備を行なうのは、相談や入浴、排せつ、食事の介助といった日常生活上の支援を必要とする方を対象としたグループホームです。全部で17床整備を行います。

グループホームには、食事や入浴の準備、所持金の管理等を行う「世話人」、身の回りのことに関する介助等を行う「生活支援員」が中で働いています。職員はグループホームに泊り、夜間も入居者のサポートを行います。

利用者は平日は日中、作業や活動を行なう場に行くため、午前9時半頃にグループホームを出発し、午後4時頃に帰宅します。休みの時は、グループホーム内で過ごすこともあれば、外出支援のサービスを使って出かけることもあります。週末や年末年始など、自宅に帰る方もいるかもしれません。

外出について、移動が自力で可能で、かつ行動面でお手伝いが必要ない方は、単独で外出します。車いすを押してあげたり、行動面にお手伝いが必要だったりする方は、介助者が付き添います。

その他、体験型グループホームとして、一人暮らしを希望される方や施設などに入所している方が地域に戻る際の訓練を行う場としての機能があります。この場合は、施設職員の他、相談事業に関わる方が支援に入ることもあります。



ショートステイ(短期入所)とは



- ショートステイは、「一時的な泊り」を行う場です。

自宅で介護をしている方が、病気や家族の一時的な休息、その他の理由により短期間の入所を必要とする方に、入浴や排せつ、食事、着替えの介助などの日常生活上の支援を行う場です。

施設内には昼夜に職員が常駐しており「管理人」と身の回りのことに関する介助等を行う「世話人」が中で働いています。職員は夜間も利用者のサポートを行います。

利用者は、原則として夕方に入所し、翌日午前中に帰宅若しくは日中作業を行う場に行った後に自宅に帰宅します。2泊以上泊まる場合も、日中平日は作業を行う場に行くこともある他、休みの時は施設内で過ごすこともあれば、外出支援のサービスを使って出かけることもあります。

そのほか、この建物で、狛江市がやること、足立邦栄会が協力すること

- ・地域生活支援拠点の整備(その一翼を担います)
- ・サテライト相談
※別紙、狛江市の資料をご参照ください。
- ・大規模災害時の福祉避難所
(在宅の障がい者などの要援護者とその介助者を、最大4組受け入れます。)

グループホームが必要な理由 ～思い・願い～

・誰もが自分の人生の主人公

障がいがあってもなくても、個人として尊重される(一人の人間として大事にされる)権利があります。

・住み慣れた街、住みたい街で暮らし続ける

かつて多くの障がい者は、人里離れた施設に入所したり、家から外に出なかつたり、社会の見えないところに居ることを余儀なくされてきました。

しかし、障がい者の権利回復が進む中で、住みたい街／住み慣れた街で暮らし、通いたい場所／通い慣れた場所に通うという、あたり前の暮らしができるよう、法や制度も変わってきています。

・街中に施設があることで、豊かで充実した生活や活動を

障がい者が社会参加するに当たっては、上記の願いを実現するために、住まいから通いやすく、かつ活動の幅が広がる場所、多くの地域資源がある場所こそ望ましいと考えます。

・人とつながる、社会とつながる

人・社会とのつながりが豊かであるほど、人々の精神的な充実感や安心感が高まると言われます。

「(仮称)中和泉グループホーム計画」では、地域で暮らす障がい者の社会参加と自己実現のため、そうしたつながりを大切にしていきたいと思います。

また施設としては、地域コミュニティ等の活動に、ご協力させていただけるところがあれば、参加させていただきたいと思っています。

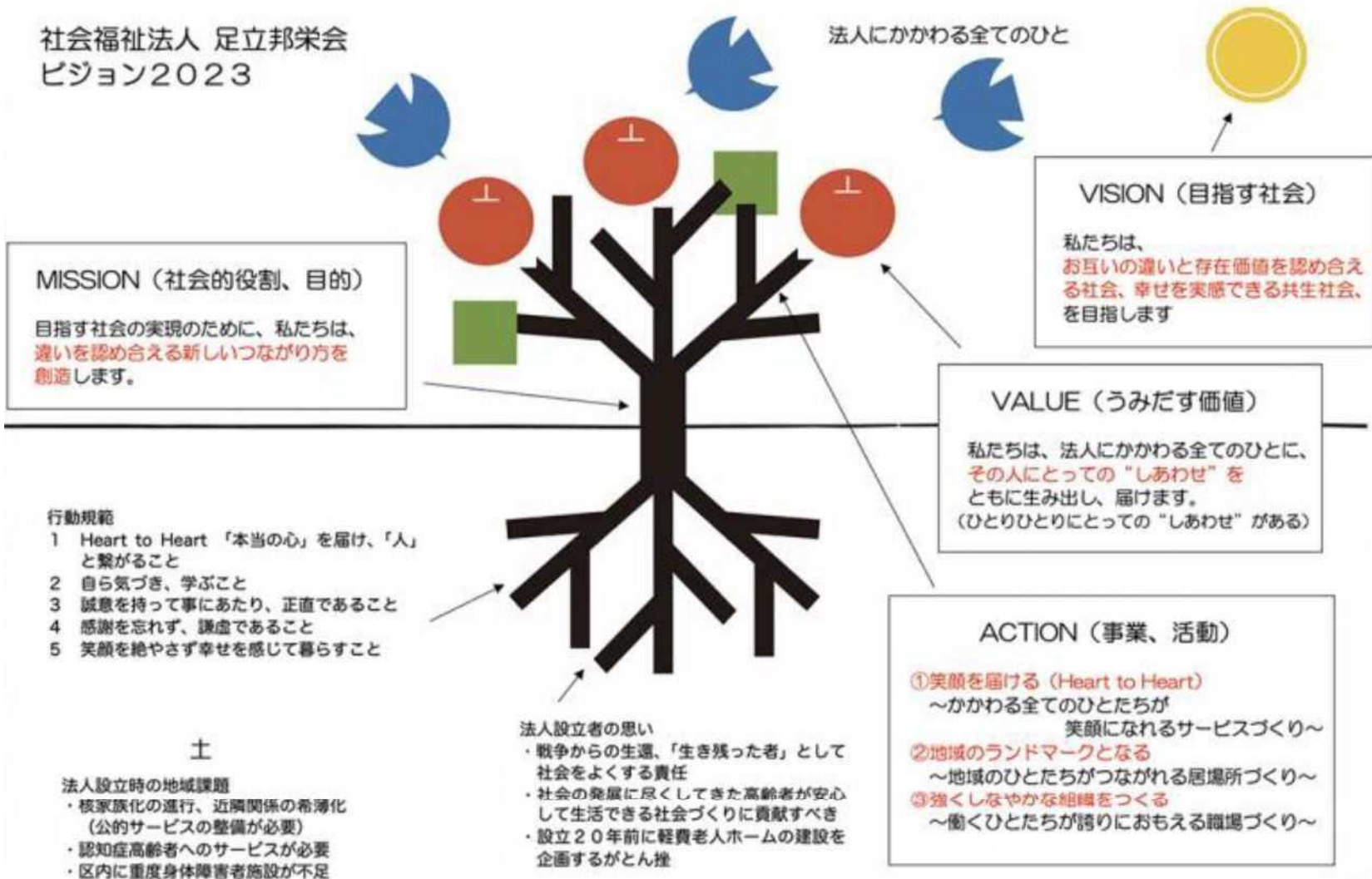
・「障がい者が暮らしやすい街」に、そして「誰もが暮らしやすい街」へ

「障がい者の暮らしが優遇されて、障がいを持たない人々が肩身の狭い思いをする」のではなく、「障がい者が暮らしやすい街は、障がいを持たない人々も暮らしやすい」社会であるべきだと思います。

地域のバリアフリーの促進や施設を利用する障がい者が地域の方々と交流することなどにより、誰もが暮らしやすい街につながってほしいと願っています。

社会福祉法人 足立邦栄会 ビジョン2023

法人にかかわる全てのひと



ビジョン2023

○この木には枝が茂り、果実が実り、真ん中横線の下が土の中で根が張っています。
空の右上には太陽、そして鳥が飛んでいます。

- 右上の太陽は、ビジョンです。太陽は光輝き私たちに照らしてくれます。
「お互いの違いと存在価値を認めあえる社会、幸せを実感できる共生社会」を目指していきます。
- 木の中心は幹、私たちのミッションです。私たちは社会福祉法人の一員として、社会に貢献し、
光り輝く社会を作り、「幸せを実感できる共生社会」を創りだしていきます。
- 赤いリンゴは果実、バリューです。青い鳥は法人に関わる全ての人たちです。太陽が光り輝くこと
で、赤いリンゴが大きく育ち、鳥たちが集まってきます。「足立邦栄会に関わる人たちとともに、
その方にとってのしあわせをともに生み出し、届ける」ことができます。
- 木の枝はミッションです。目指す社会を創り、社会的役割、目的を達成し、リンゴを育み、多く
の方々の幸せを届けるために、社会に向け、そして法人に関わる全ての人たちに、皆さんと
一緒にアクションを起こしていきます。

これから、地域のみなさまに愛される
グループホームになっていきます。

何卒、よろしく願いいたします。



足立邦栄会ホームページ

<http://houeikai.gr.jp/>

地域生活支援拠点整備事業について

狛江市

計画上の位置づけ①



基本目標1：地域で暮らし続けられる基盤づくり

(1) 地域における生活の拠点の構築

現状
○ 障がいのある方等調査(18歳以上)では、利用したいのに不足を感じるサービスは「共同生活援助(GH)」が15.1%で最も高く、次いで「短期入所(SS)」は11.3%となっており、住まい(共同生活援助, 短期入所, 施設入所支援)のニーズが高くなっています。
課題
● 地域生活支援拠点の整備に向けて、引き続き取組みを進める必要があります。 ● 障がいのある人が、地域の中で安心して借家等に居住できる仕組みの充実が必要です。

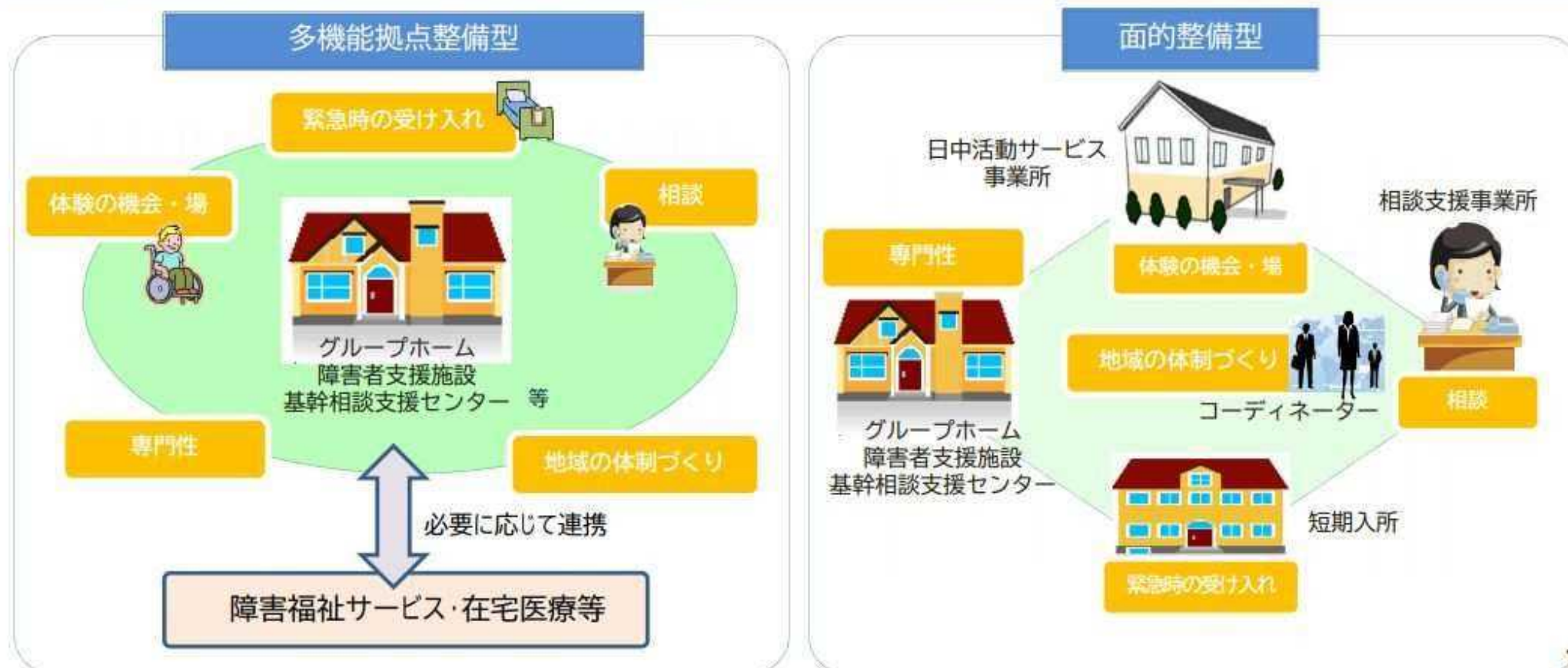
令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の整備等の検討及び調整	継続	地域生活支援拠点の整備
地域生活支援拠点の整備等による緊急ショートステイ(短期入所)の設置の検討	継続	検討結果の反映
地域生活支援拠点の整備等による日中一時支援の検討	継続	検討結果の反映

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



相談機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。

【サテライト相談概要】

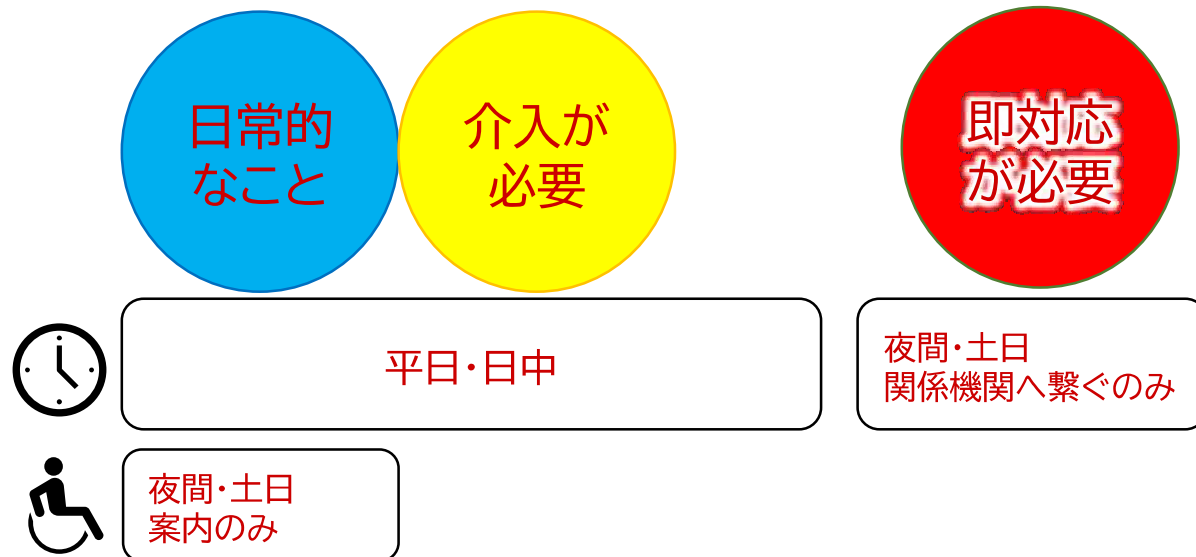
時間帯: 平日 午前9時～午後5時

対象: 全障害


内容: 障害福祉に関する相談全般(緊急対応を除く)

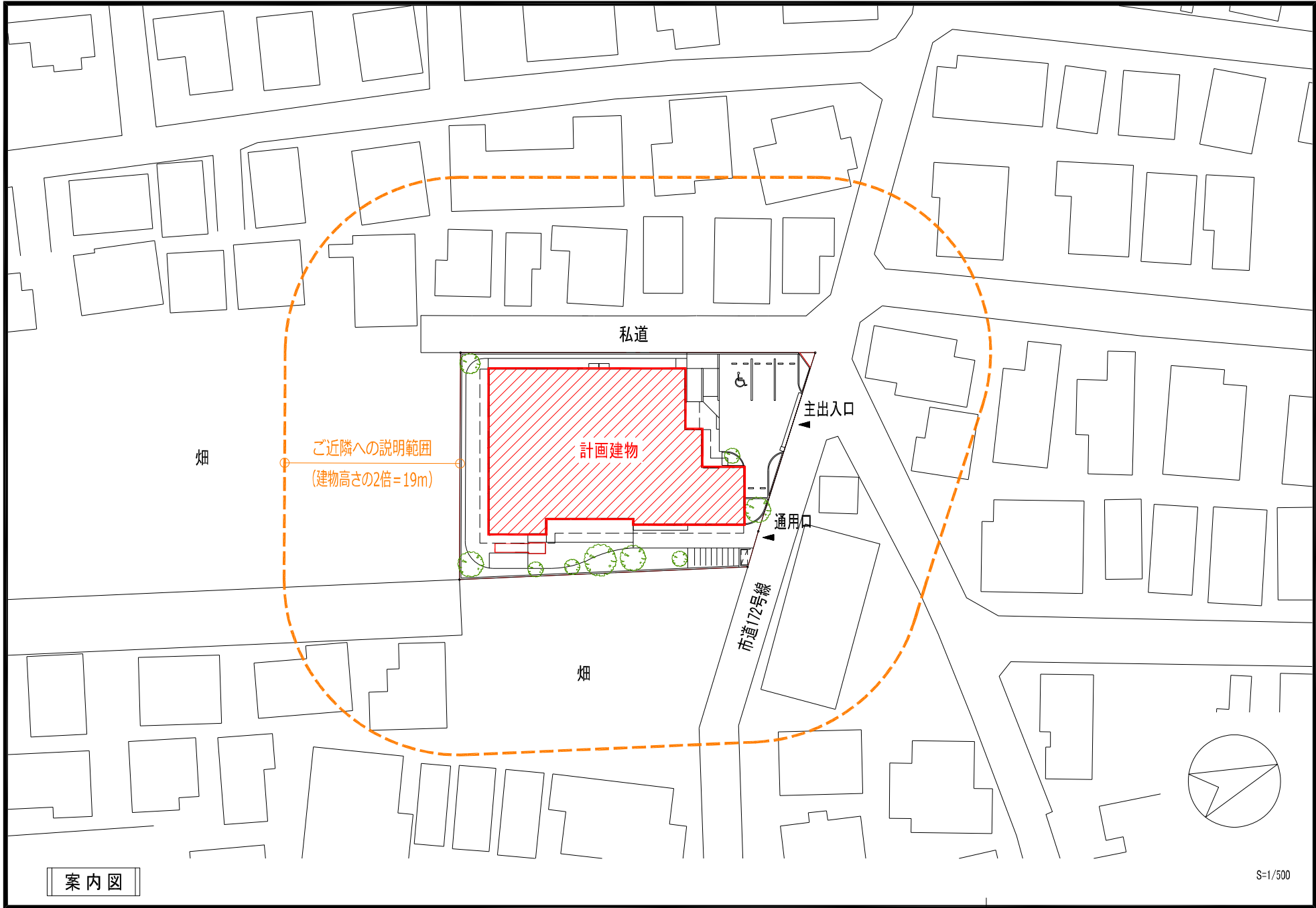
市役所で行うサービスに関する申請の受付・アウトリーチ

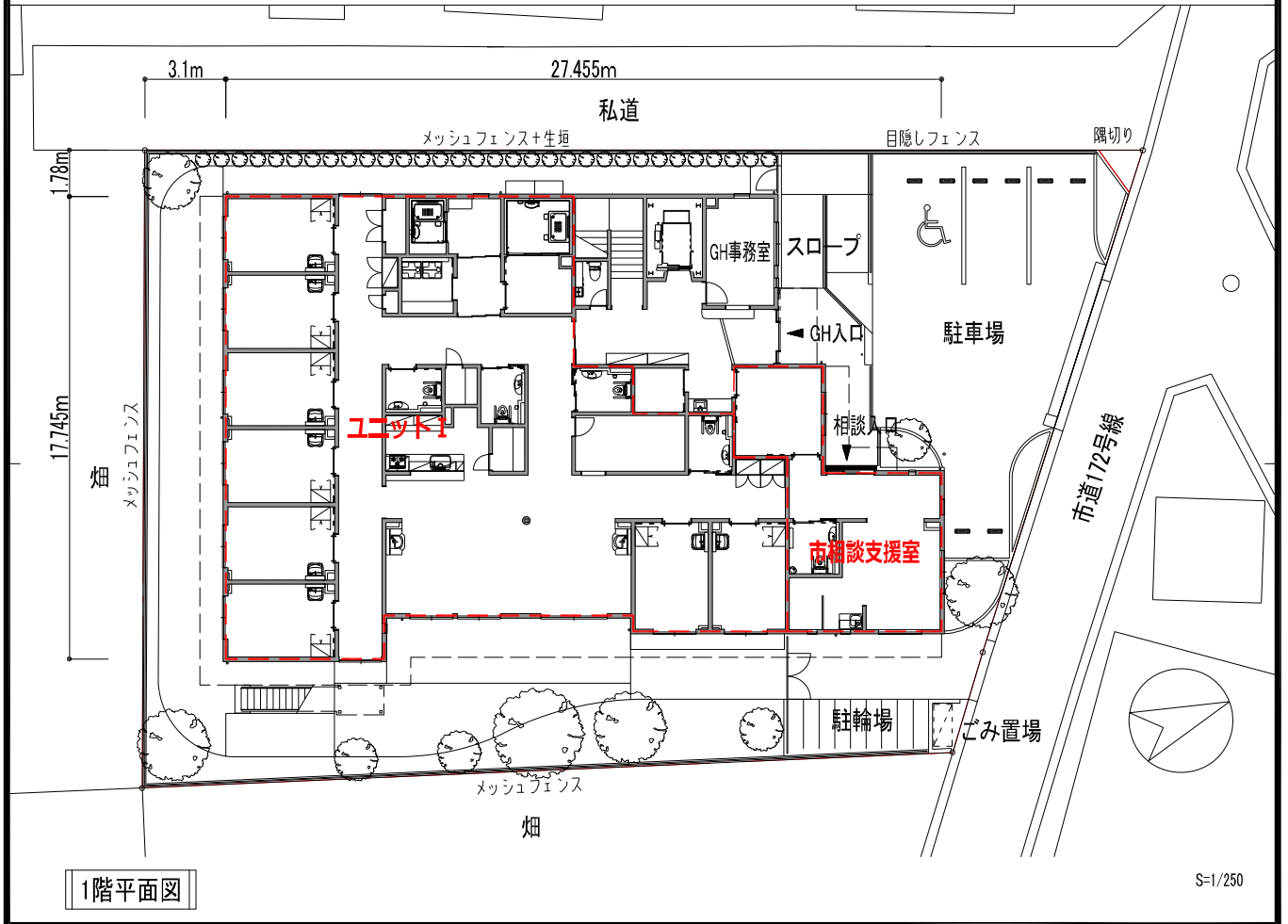
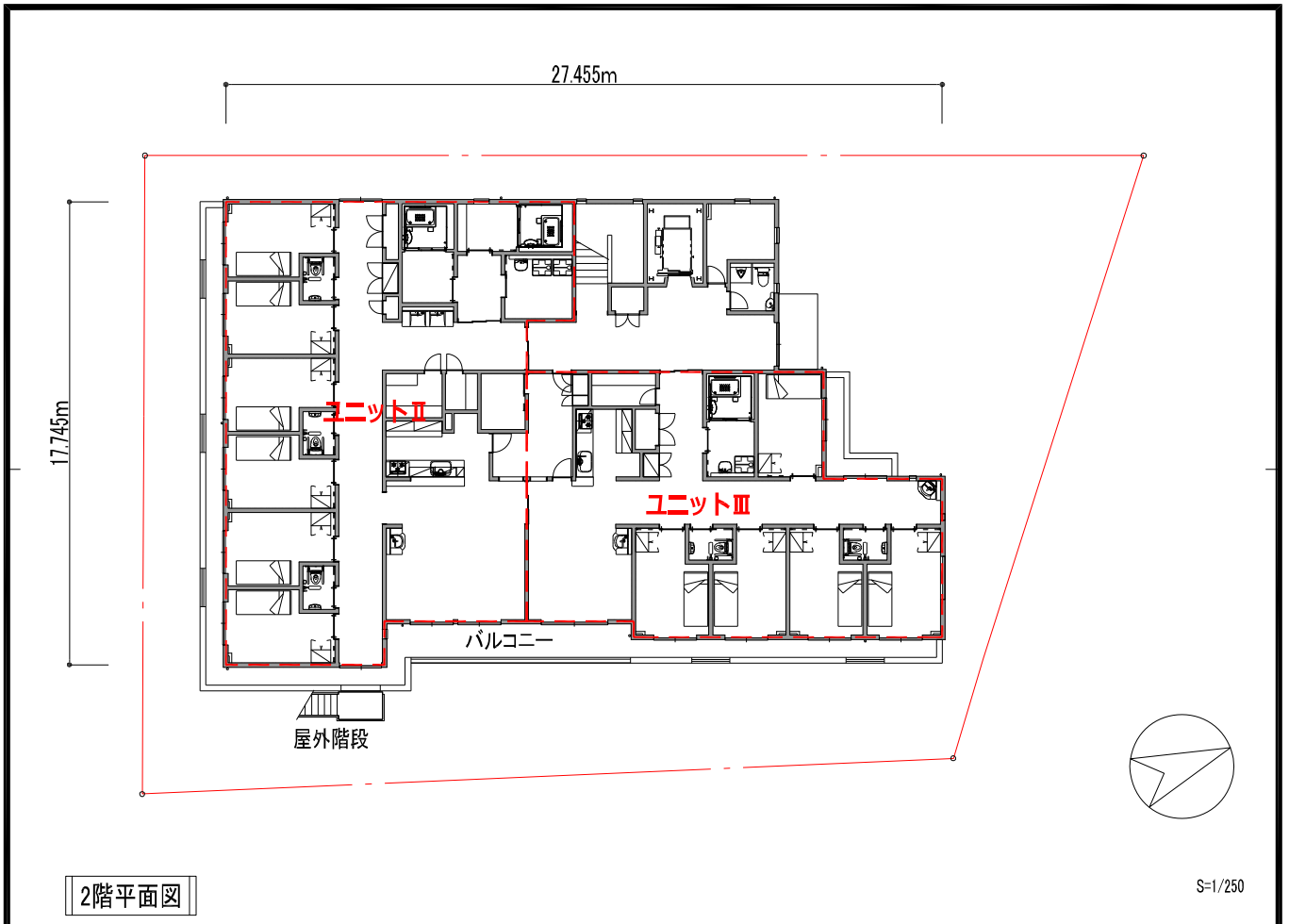
相談員: 市職員(1)・市内事業者(2~3)

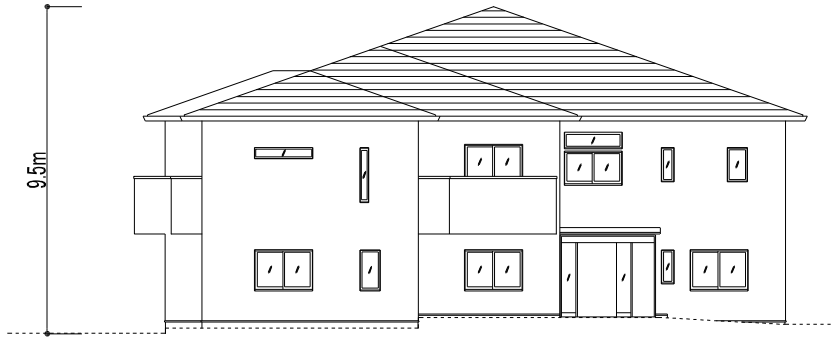


質問票

 ありがとうございます	
この質問票は、3月8日（火）必着で、郵送／ファックス／メールのいずれかでご送付ください。	
住 所	〒201-0014 狛江市東和泉1-32-21 こまえ工房 六笠 宛
ファックス	03-3488-8115
メールアドレス	komorebi-komae@nifty.com

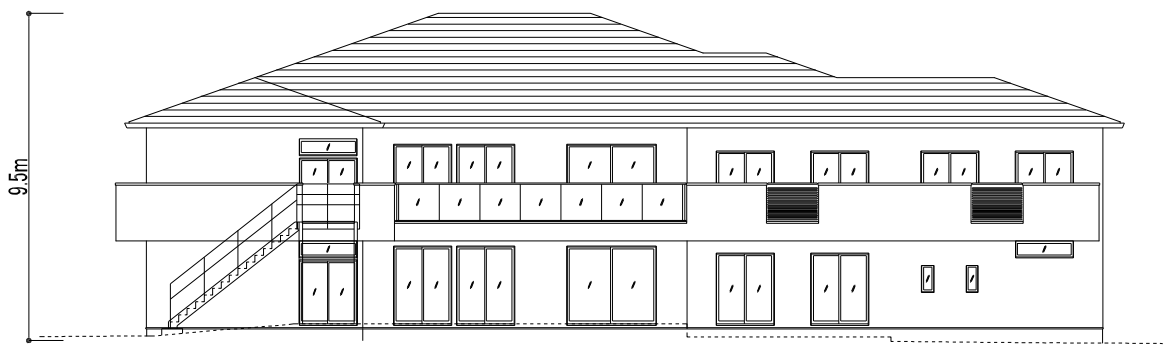






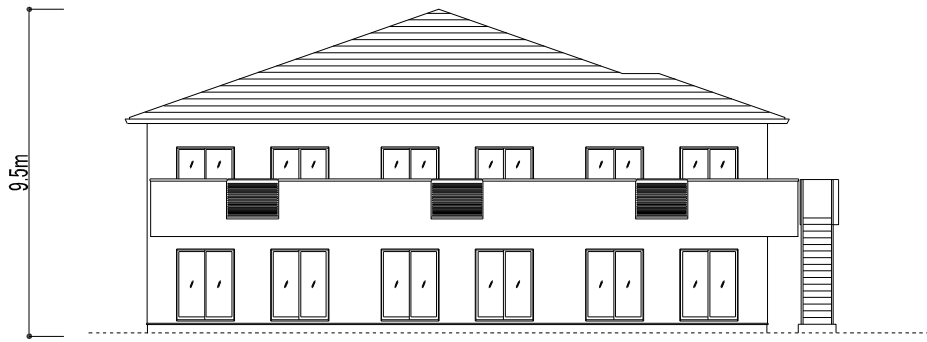
北立面图

S=1/200



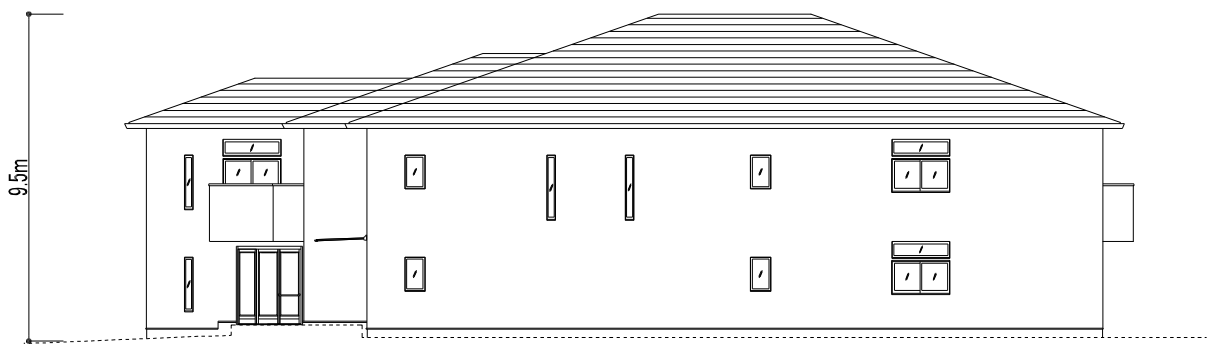
東立面图

S=1/200



南立面图

S=1/200



西立面图

S=1/200

令和 4 年度狛江市市民福祉推進委員会 第 1 回障がい小委員会議事録（案）

日時：令和 4 年 5 月 27 日（金） 18 時～19 時

場所：防災センター401 会議室

出席者：【委員】 眞保委員長、阿部委員、橋爪委員、梶川委員、中原委員、竹中委員

【事務局】 高橋課長、白石係長、阿内（高齢障がい課）

佐渡課長、小嶋係長、堀越（福祉政策課）

（委員長）

こんばんは。お忙しい中ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第 1 回障がい小委員会を始めます。

議事進行につきまして、発言する際は挙手ボタンを上げていただきまして、ミュート解除してからご発言をお願いいたします。

本日の出欠席に関するご連絡ですが、東委員から今日のご欠席のご連絡をいただいております。阿部先生がご用事のために、19 時 20 分頃にご退出とお伺いしております。

令和 4 年度となりまして職員に異動があったとお伺いしております。ご紹介を事務局の方からお願いしたいと思います。

（事務局）

事務局より紹介させていただきます。令和 4 年 4 月 1 日付けで人事異動がございました。事務局の高齢障がい課長の加藤が保険年金課長に異動となりまして、学校教育課長の高橋が高齢障がい課長に、高齢障がい課障がい者支援係長の九鬼が東京都市町村総合事務組合に派遣となりまして、政策室政策法制担当の白石が障がい者支援係長となりましたので、それぞれ挨拶させていただきます。

高齢障がい課長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

九鬼の後任になります。障がい者支援係の係長、白石と申します。よろしくお願いいたします。

（委員長）

ありがとうございます。よろしくお願いいたしますと思います。それでは、次に資料の確認をさせていただきます。事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局）

資料の確認をさせていただきます。

まず、資料 1 といたしましてあいとぴあレインボープラン狛江市障がい者計画第 6 期障がい者

福祉計画、第2期障がい者福祉計画についてになります。

資料2といたしまして、あいとびあレインボープラン障がい者計画進捗管理令和3年度報告書(案)となります。

資料3といたしまして、令和3年度第4回障がい小委員会の委員の意見シート、

資料4といたしまして、令和4年度障がい小委員会の名簿、

資料5といたしまして、令和4年度障がい小委員会の日程となっております。資料の説明は以上となります。

(委員長)

ありがとうございました。それでは早速議事に入りたいと思います。それから資料4と資料2が差し替えになっておりました。

(事務局)

画面共有をさせていただきます。

(委員長)

それでは、まず令和3年度第4回の委員会議題について委員の皆様から意見をいただいた資料3についてご説明いただきたいと思います。

(事務局)

資料3をご覧ください。令和3年度第4回委員会の議題について、ご意見とともにご質問をいただきました。ご質問について障がい者支援係からご回答させていただきます。『資料1のp.3より、「児童発達」の利用人数が右肩上がりであることがわかる。児童発達の利用児童は「放課後等デイ」の利用へと移行することが想定されるが、放課後等デイの利用実績は高止まり状態であることがわかる。また、今年度末で市内2件の放課後等デイが閉所となることが発表されている。上記を踏まえたうえで今後の放課後等デイの見込量と受け皿の確保について市としてどのように考えているか。』というご質問をいただきました。

ご質問に対する回答といたしましては、(障がい者支援係)放課後等デイサービスについては、現在、市内に4つの事業所があります。放課後等デイサービスの利用状況を確認すると、市外の事業所を利用している方が多い状況であり、今後、利用量が増加した場合でも市内と市外の事業者で対応は可能と考えております。

また、『保育所等訪問の利用人数が大幅に増えていることがわかる。前回の小委員会でこれは児童発達支援センターができたためとの説明だった。市としても拡充し始めたばかりのサービスだが、利用実態として、保護者の依頼でサービスを開始するも短期間で終結する利用が多いのか、あるいは在園中継続される利用が多いのか。また、保育所だけでなく幼稚園や小学校等への訪問実績もあるのか。今後の見込量の参考のために伺いたい。』というご質問をいただきました。

ご質問に対する回答といたしましては、(障がい者支援係)利用実態としては、1年から2年は継続するものが多く、保育所だけでなく、小学校への訪問実績もあります。

次に、『医ケア部会の1月31日の内容についての報告を』ということでお話をいただいております。

ります。令和4年1月31日に開催しました医療的ケア児支援部会につきまして、主な内容をご報告いたします。令和2年度に行った医療的ケア児の実態調査の結果を共有するとともに、医療的ケア児の支援に関する課題を整理しました。医療的ケア児の実態調査の結果につきましては、市内の未就学児に対してアンケートを実施し、家族に医療的ケア児がいる。と回答があったものが10件ございました。市内の未就学児のおよそ1%程度となっております。また、医ケアの支援に関する課題につきましては、保育や教育など関係機関との連携不足や相談先が不明確などが挙げられており、現在市では医療的ケア児のコーディネーターを配置しておりますので、関係機関をつなぐコーディネーターが積極的に関与していくことが必要というように考えております。この資料3のご説明については以上になります。

(委員長)

資料3を拝見しました。質問と回答は矢印でお書きいただいているものもありますが、最後の医療的ケア児については文章になってなかったかと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

資料には記載されておられません。口頭で説明をさせていただいたところは最後の部分です。

(委員長)

委員の先生方も口頭だけだと分かりにくく、オンラインということもあるので資料に落とし込んでいただいた方がいいと思います。

(事務局)

承知しました。次回資料をお送りする際に併せて修正いたしました資料3も送付させていただきます。

(委員長)

次が報告事項ということで、あいとぴあレインボープラン狛江市障がい者計画の第6期障がい福祉計画と第2期障がい児計画について事務局より資料1のご説明をお願いします。

(事務局)

では、資料1をご覧ください。障がい福祉サービス等及び障がい児支援の提供体制の確保に係る目標について令和3年度の実績を報告いたします。

まず、1点目の施設入所者のうち地域生活に移行する者の数につきましては0となっております。その下の地域生活への移行に関する目標につきましては41人とマイナス5人となっております。内訳は死亡が3人、転出が1人、その他長期入院等は3人の7人減となっておりますが、新たに入所した方も2人いらっしゃいましたので差し引き5人となっております。

続いて、2の精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築の(1)の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置につきましては、現在進捗が進んでいないところでございます。また、(2)-1精神障がい者の地域生活への移行につきましても、令和3年度の実績としましては0となっております。その下の(2)-2、(3)につきましても、0になるところなんですけれども私が入力を誤りまして、数字が入ってるんですけども、こちらも令和3年度の数値としては0となっております。

続いて3の地域生活支援拠点等が有する機能の充実につきましては、地域生活拠点につきましては現在設置に向けて準備を進めてるところですので、令和3年度末としてましてはまだ整理がされておられません。

4の福祉施設から一般就労への移行につきましては、人数が9人となっております、就労移行支援を受けた利用者も、基準年度である平成30年度の人数より9人増加しまして、また、就労継続支援を受けた方が増加しており、その結果、一般就労への移行者も増加したものと考えております。続きまして、(3)の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率になりますけれども、利用者10名に対しまして、1人退職、9人は1年継続して、職場に定着しておりますので、数値としては90%と計上しております。

また、6の障がい福祉サービス等の質を向上させる取組みにつきましては現在進んでいないという状況です。7の障がい児支援の提供体制の整備等につきましては、(1)は児童発達支援センターでございますので1ヶ所、(2)は保育所等訪問支援を提供している事業者はひだまりセンターで実施していますので1ヶ所、(3)は重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等児童デイサービス事業所の数としては1ヶ所になります。こちら市内のハッピーハウスという事業所になります。(4)の医療的ケア者の支援の協議の場につきましては、部会を設置しております、そちらで議論していただいておりますので、「あり」としています。また、(5)の医療的ケア児のコーディネーターにつきましても配置しておりますので、「あり」としています。

続いて、障がい福祉サービス等の見込み量につきましては、変動があったところを中心にご説明を申し上げます。

表4-70の同行援護の見込み量につきましては、こちらは視覚障がいの方の外出支援になりますので、数字としては令和2年度よりも増えてますけれども、当初想定した見込み量よりは大幅に少なかったところです。こちらはコロナ等ですね、外出を控えた方の影響があったものと分析しております。

飛びまして、6ページ、表4-81の短期入所になります。短期入所につきましても、泊まりになりますので、需要は減りましたけれども、特定の方が利用されておりましたので金額的には、例年並みという形になってます。

前後しますけれども、表4-79、就労定着支援につきましては、令和3年度79件となっております、前年度から大幅に減っております。こちらは、令和2年度の就労者数は少ないため、定着支援の対象自体が減ったものと分析しております。

続きまして、7ページの、表4-84グループホームの見込み量です。こちらは市内に2ヶ所、新たに設置されましたので、実利用者としては増加になっております。市内の事業所の名前としては、ミライエが2棟目を設置し、いぶきという施設が新たに設置されました。

飛びまして、障がい児の福祉サービス等の見込み量になります。11ページになります。表4-105の児童発達支援の見込み量につきましては、前年度から大きく増加となっております。しかし、計画値では、もっと伸びる見込みではありましたが、新規の方はそこまで増えておらず、利用者は一定の推移となっております。

表4-106の放課後等デイサービスにつきましては大きく利用量が伸びております。こちらの特徴としましては、送迎行っている市外の施設の利用が多いというところで、先ほどご説明したと同様の理由になっております。

表4-107につきましても、延べ利用量が大きく伸びております。こちらにつきましては、保護者の「子供が自分の気持ちを表現してコミュニケーションをとれるようになってほしい」や「集団生活の中で気持ちの切り換えを覚えてほしい」といった要望を踏まえて利用が伸びている状況です。また、保育所等も子供のクールダウンという方法を聞きたいというようなことを聞いておりますので、保護者にとっても、保育所等にとっても必要とされている状況になっております。

資料1の説明は以上になります。

(委員長)

ありがとうございました。委員の皆様、ご意見等お願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい。竹中委員よろしく申し上げます。

(委員)

障がい児入所支援について令和3年度の実利用者数の数字が入っていないようですが。

(事務局)

今ご指摘いただいたところにつきましては、児童相談所に問い合わせないと数字が出てこない部分です。現在、確認をしているところですので分かり次第、入力して皆様にお伝えをさせていただきますと思っています。申し訳ございません。

(委員長)

表4-110のお話ですか。

(事務局)

表4-110、111の2箇所になります。

(委員長)

はい。他にございますでしょうか。

今ご説明いただいた表4-105なんですが、計画値はもっと増える予定だったというお話でしたが、計画値では増える予想をしていたということですが、その差はどのように考えればよろしいでしょうか。

(事務局)

事務局で分析する間では、やはり、児童発達支援を受ける方はその親御さんが悩まれている方がいらっしゃると思います。自分のお子さんだけを見るのではなくて、その他のお子様と一緒に、その比較の中でお子様の状況に不安を持ったりする方が多いのではないかと考えており、これも新型コロナウイルス感染症拡大等の理由になってしまいうんですけども、そういう触れ合いが減ってきているときに、そういう比較があまりなく、そこに不安を覚える方がサービスの利用を控えられたのではないかとこのふうには分析しています。

(委員長)

そうすると、今徐々にウィズコロナにだんだんなってくると、一気にまた増加するっていうこともあり得るというようなことでしょうか。

(事務局)

交流が増え、不安に思う方が増えていけば、当然数字にもあらわれてくるという分析をしています。

(委員長)

今後状況を注視していくということですね。

阿部先生なにかございますでしょうか。他でうかがっていらっしゃいますでしょうか。コロナ禍で他のお子さんとの触れ合いがないため利用量が減っているのですとか。

(委員)

親子共にそういうところに出てくるのが難しいと思いますし、社会性やコミュニケーションの発達等の課題が出てくると思います。そのあたりが課題になってくると思います。

(委員長)

ありがとうございます。少し遅れて、逆に言うと、支援が遅れてるということになりますので、顕在化する時に十分対応できるような体制を望みたいです。ありがとうございます。

(委員)

画面共有を活用していただけると視覚化されて、よりユニバーサルな会議体となると思います。

(委員長)

ありがとうございます。今日、日本障がい者協議会という団体の会議があったんですけど、その際、聴覚障がい者の方でしたけど、画面で、情報保障という面で、Zoomの字幕機能は使っていました。情報保障という意味では、要約筆記の仕組みがあるんですけど、そういうことも検討してもらいたいなという話もあります。

(事務局)

申し訳ございません。今後対応いたします。

(委員長)

特によろしいでしょうかね。新型コロナウイルス感染症のことがあるので、何とも例年通りなかなか比較ができないっていうところかもしれません。

そうしましたら、次がですね、審議事項ですが、あいとぴあレインボープランの障がい者計画進捗ということで、令和3年報告書(案)を見ていただきます。資料2ご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

では、資料2、2ページ目をご覧くださいと思います。当進捗管理報告書でございます

が、まず、進捗管理及び構成、進捗評価の方法の3つについて記載をしております、本報告書案ですが、実行した内容、その評価、そして改善点が記載されました進捗管理シート、第1章を踏まえて委員様からいただきましたご意見を記載する委員会からの意見シートという2つのシートに分かれております。

評価基準でございますが、5ページでございますとおり、AからBまでの評価基準を設けております。この中でですね、例1として挙げさせていただいておりますが、施策の中で事業abcdとございまして、この中で、2つの項目について達成をしておりますと、こちらにございます通り、aからdまでの令和3年度の達成率が4分の2となるということから50%ということ、こちらの上でございます通り、年次目標の40%以上70%未満ということで、評価はBというふうに評価をする形と取らせていただいております。

では、進捗管理システムの主な事業についてご説明をさせていただきます。11ページ、2(1)①aをご覧ください。狛江市社会福祉協議会では、障がいの特性から近隣トラブルに発展したケースにおいて市の相談支援包括化推進員との連携を図りました。

同じく11ページ、2(1)①bをご覧ください。CSWのあいとぴあエリアでの支援として、高齢者を主な対象とした相談会を行いました。支援を継続させるために地域包括支援センター等関係機関へ繋げ、居場所づくりの支援も行いました。

また、12ページをご覧ください。こまえ苑エリアでの支援としては、「いこいの便り」の取材や配布によって関わりの少なかった地域住民と繋がることが課題把握に結びついています。

16ページ、3(2)②aをご覧ください。こまえ苑エリアにおける障がいのある人もない人も交流できる場、多世代・多機能型交流拠点の設置に向け、運営委託予定者と設置に向けた検討を行いました。令和4年度中の整備に向け各所と調整を図ります。その他、市内の多世代・多機能型交流拠点の運営に対して地域福祉推進事業補助金を交付し運営の支援を行いました。引き続き、運営の支援を行っていきます。そして、視覚障がい者の方の読書環境整備の推進・周知としては音声DAISY製作者スキルアップに向けた3種の講習会を計10回開催し延べ24名の受講がありました。また、対面朗読講習会を全3回開催し3名が受講する等、視覚障がい者の読書環境整備に向けた取組を推進しました。

17ページ、4(1)②aをご覧ください。国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定を受け地域見守り活動支援対象者の見直しの検討を行いました。また、医師会、訪問看護事業所等の関係機関と狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結に向けてそれぞれ協議を行いました。

では、続きまして、高齢障がい課の担当についてご報告いたします。

9ページをお願いいたします。9ページが担当課の評価になっておりまして、地域生活支援拠点の整備につきましては、令和5年度の事業開始に向けて施設整備の財源である東京都の補助協議を行っているところです。合わせまして、狛江市まちづくり条例に基づく近隣住民への説明会を令和4年3月に開催し、反対のご意見をいただきましたけれども、説明し、ご理解をいただけるよう努めてきたところでございます。検討する拠点の内容につきましては、建設予定地は狛江市中和泉の3丁目、運営法人は足立邦栄会。グループホームは障がいの支援区分が4から6の方

を利用対象として、定員 17 名、そのうち一床が体験利用枠となっております。また、ショートステイの定員も 2 名、ご用意する予定になっており、市のサテライト相談も同じ建物に併設される予定でございます。令和 3 年度の計画では、整備の検討の調整となっておりますので、計画通り事業が進捗しております。評価は A とさせていただきます。

続きまして、10 ページの地域における相談支援の充実につきましては、こちらは、基幹相談支援センターの設置に向けた取り組みを計画しておりました。この分野につきましては、進められておりませんでしたので、評価は C とさせていただきます。こちらはすでに基幹相談支援センターのあり方の検討報告書もまとめていただいておりますので、市の考え方を整理しまして、今年度具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

14 ページをお願いいたします。医療的ケア児の支援につきましては、先ほどご報告しました、部会を 2 回開催しております。関係機関の連携に取り組まして、部会の中でもコーディネーターが中心となりまして、事業を実施していることから関係機関においては、コーディネーターの周知を果たせたものと考えております。今後は支援体制の整備や連携内容を具体的に議論してまいりたいと考えております。この施策につきましても A と評価させていただきます。私の方からは以上になります。

(委員長)

それでは、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。はい。橋爪委員。

(委員)

9 ページの拠点について 3 月に住民説明会があり、これはいろいろ説明がありました。この件について事業所連絡会が粕江市ありますが、そちらの方には障がい者支援係長から説明がありまして、いろいろ説明会の内容とかもお聞きしたのですが、情報自体が障がい小委員会には提供されなかったかと思っております。これは大事なことなので会議が開催された後メール等で情報提供していただけると助かります。この前の事業所連絡会の説明では資料も一緒にいただいたので、もし可能であれば現段階での資料も一緒にいただくと助かります。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。今重要なご指摘いただいたと思っております。これまで対面で実施していた頃は冊子になってるような資料なども一緒にいただいていたので、郵送で紙媒体使っていただいていた情報共有いただきました。この拠点整備も長らくやっていて、皆さんの関心の高いところですので、説明会とその資料を共有していただければと思います。よろしく申し上げます。

あと、ございますでしょうか。17 ページの 4 安心で安全に暮らせるまちづくりのところなんです、(1) ②災害時に関する支援のところ、これ C 評価なんです、粕江市避難行動要支援者支援連絡協議会の開催には至らなかったというのが日本語としてよくわかりませんでした。

(事務局)

申し訳ございません。協議会は開催していますが、協議自体はいたしませんでしたので、協議

には至らなかったという表現が正しいかと思えます。修正させていただきます。

(委員長)

協議会は開催したけれども、この内容についての協議はまだしていないということですか。

(事務局)

そのとおりでございます。申し訳ございません。

(委員長)

報告書としては気になるところよろしいですか。14ページの2切れ目のない障がい児の支援のところでは医療的ケア児なんですけれども、これはAということでしたが、コーディネーターを配置したのでAということですか。書いてある内容と若干ご説明が違うかと思えます。

(事務局)

計画では令和3年度、医療的ケア児のコーディネーターの周知ということを計画に掲げておりました。そういった意味では、令和3年度医療的コーディネーターの周知を図れたというふうに評価しまして、Aとさせていただいております。

(委員長)

2(3)④でいいでしょうか。

(事務局)

2(3)④の施策につきましては、14ページから15ページにかけて、aに関する事業として福祉相談課及び高齢障がい課の事業とともに子ども発達支援課の事業も含めて評価しております。達成しているということでAという評価をさせていただきました。

(事務局)

補足します。この医ケア児の取組みですが、福祉相談課でやっている取組みと、それから高齢障がい課でやっている取組みと、それから子ども発達支援課でやっている取組みがございまして、福祉相談課の方では、医ケア児部会の中で取組みを情報共有を行っております。それが一つに周知に繋がったと考えております。それから、高齢障がい課のほうで医ケア児コーディネーターの勉強会を開催したというところで、勉強会の中で周知が図られたってということと、それから実際に子ども発達支援課では、部会に出席して情報共有が行われたという、この3つを踏まえて、それぞれ達成できたということで、Aと評価させていただいております。

(委員長)

一番最後の事業は子ども発達支援課の事業ですか。

(事務局)

はい。結局出席しているだけです。必要ないと思いますので削ります。

(委員長)

あと、この勉強会なんですけど、この勉強会はメンバーはどんな方々が参加されていますか。部会の中で勉強会したってことでしょうか。それとも広く市民にでしょうか。

(事務局)

部会の中だけになります。部会のメンバーはですね、全体で17名いらっしゃいまして、医師の方だとか看護師の方、行政としては、市役所の関係部局で構成された17名で部会を開催しまして、勉強会をこの中で実施したというところです。

(委員長)

それが地域の関連機関同士の連携というふうに捉えるということですかね。ありがとうございます。

他に。竹中委員お願いします。

(委員)

先ほどの勉強会なんですけれども、相談支援事業所にも動画の提供があったということです。このため、17名よりはもっと広く、周知される機会があったということです。

(委員長)

ありがとうございます。そうしましたら、17ページ以降、事務局の方から説明いただけますでしょうか。

(事務局)

はい。今、挙げさせていただきました前段の現在の進捗報告につきまして、委員の皆様からいただいたご意見を例えば、2(1)②というような形でご意見をいただきまして、取りまとめまして、報告書完成という形で次回の小委員会で提出させていただきたいと思っております。こちらにつきましては、6月10日までに事務局にご意見をいただけたらと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(委員長)

はい。ありがとうございます。

そうしましたら、狛江市障がい者計画進捗管理令和3年度報告書(案)の委員会の意見につきまして、大変お忙しいところ恐れ入りますが、6月10日までにご意見をいただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

審議事項について終わりましたが、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の議題につきましては予定されていたものは終了いたしました。事務局から最後ご説明等あればお願いいたします。

(事務局)

はい。資料5をご覧くださいと思います。

こちら障がい小委員会の令和4年度の全体工程表となっております。新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますけれども、基本的にはウェブ開催の予定をしております。第2回の議事内容といたしましては、先ほど申し上げた通り、あいとびあレインプランの障がい者計画進捗管理令和3年度報告書(案)につきまして、皆様からいただいたご意見も併せて報告させていた

だきたいと思っております。

そして、障がい者計画第6期障がい者福祉計画、第2期障がい児童福祉計画に係る施策事業の進捗状況についてもご報告をさせていただきたいと思っております。

また、来年度実施予定としております、あいとぴあレインボープラン第7期障がい福祉計画、第3次障がい児福祉計画の改善に向けた市民意識調査の実施を予定しております。第3回の委員会では、市民意識調査の設問についてご検討・ご決定いただき、第4回での結果の報告をさせていただく想定としておりますのでご協力の方よろしくお願いいたします。以上となります。

(委員長)

はい。ありがとうございます。第4回の日程について、12月20日前後にならないと日程が分からないため、12月20日以降に日程を決めて大丈夫であれば、調整をお願いします。

(事務局)

年末ごろに委員長と調整させていただきまして、特にウェブ開催実施を想定しておりますため、会場等も対応できると思っておりますのですみませんが、皆様ご協力よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、お忙しい中ありがとうございました。

令和4年度 障がい小委員会委員名簿

【資料5】

選出区分	氏名	所属
市民福祉推進委員会	眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授
	阿部 利彦	星槎大学大学院教育実践研究科教授
	橋爪 克幸	社会福祉法人光友会ひかり作業所
	梶川 朋	comarch 代表
委員長推薦 (地域自立支援協議会)	中原 弘隆	狛江市地域自立支援協議会委員 (社会福祉法人光友会ひかり作業所)
委員長推薦 (地域自立支援協議会)	東 貴宏	狛江市地域自立支援協議会委員 (狛江さつき会地域生活支援センターリヒト)
委員長推薦 (狛江市社会福祉協議会)	竹中 石根	狛江市社会福祉協議会サービス事業課長
発令日	令和2年8月1日	
任期満了日	令和5年7月31日	

令和4年度障がい小委員会 全体工程表

回数	開催日時	開催方法	開催時間	開催場所	内容
第1回	令和4年5月27日(金)	ウェブ開催	午後6時 00 分～	防災センター 401 会議室	障がい者計画令和3年度進捗管理等 他
第2回	令和4年8月23日(火)	ウェブ開催予定	午後6時 00 分～	特別会議室①、②	・障がい者計画令和3年度進捗管理報告書の検討・確定 ・障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る施策・事業の実施状況について
第3回	令和4年11月11日(金)	ウェブ開催予定	午後6時 00 分～	防災センター 402・403 会議室	・次期障がい者計画策定に向けた市民意識調査の調査票について ・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点の進捗状況について
第4回	令和5年2月 1 週目 (未定)	ウェブ開催予定	午後6時 00 分～	防災センター 402・403 会議室	・次期障がい者計画策定に向けた市民意識調査の調査結果について ・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点の進捗状況について